

保安規定 第3条 品質マネジメントシステム計画 各社記載内容比較表 (関西／電発、東北、東京、北陸、中国、原電)

No	品管規則	品管規則解釈	関西 (高浜) 第3条	電発 第4条 (案)	東北 第3条 (案)	東京 第3条 (案)	北陸 第3条 (案)	中国 第3条 (案)	原電 第3条 (案)
記載の考え方				1. 設置許可本文十一号に品質管理基準規則解釈の内、要求事項等を記載 2. 保安活動に必要な事項(文書名称、責任者の職位)、保安規定審査基準の要求を明確化	1. 設置許可本文十一号に品質管理基準規則解釈の内、要求事項等を記載 2. 保安活動に必要な事項(文書名称、責任者の職位)、保安規定審査基準の要求を明確化	5/26に認可された福島第二/柏崎刈羽と同一内容であり、関西(高浜)との差異識別は参考として示すものである。	1. 設置許可本文十一号に品質管理基準規則解釈の内、要求事項等を記載 2. 保安活動に必要な事項(文書名称、責任者の職位)、保安規定審査基準の要求を明確化 3. 2007年5月7日付の経済産業大臣からの保安規定変更命令を受けて追加した記載を維持	1. 設置許可本文十一号に品質管理基準規則解釈の内、要求事項等を記載 2. 保安活動に必要な事項(文書名称、責任者の職位)、保安規定審査基準の要求を明確化 3. 2010年6月15日付の経済産業大臣からの保安規定変更命令を受けて追加した記載を維持	1. 設置許可本文十一号に品質管理基準規則解釈の内、要求事項等を記載 2. 保安活動に必要な事項(文書名称、責任者の職位)、保安規定審査基準の要求を明確化
1.	第一章 総則	第1章総則	第2章 品質保証	第2章品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	第2章 品質保証	第2章 品質保証	第2章 品質保証	第2章 品質保証
2.			(品質マネジメントシステム計画)	(品質マネジメントシステム計画)	(品質マネジメントシステム計画)	(品質マネジメントシステム計画)	(品質マネジメントシステム計画)	(品質マネジメントシステム計画)	(品質マネジメントシステム計画)
3.		第3条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第3条 保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第4条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 【品質マネジメントシステム計画】	第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。	第3条 第2条(基本方針)に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 【品質マネジメントシステム計画】	第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。 【品質マネジメントシステム計画】	第3条 第2条(基本方針)に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。
4.	(目的)	第1条(目的)	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的	1. 目的
5.	第一条 この規則は、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする。	1 第1条に規定する「原子力施設」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。)第2条第7項に規定する原子力施設をいう。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」(以下、「品管規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、大間原子力発電所設置変更許可申請書本文十一号の「発電用原子炉の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項」並びに「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則等」という。)に基づき、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」(以下「品管規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品質管理基準規則」という。)に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善するとともに、安全文化及び安全のためのリーダーシップによって原子力の安全を確保することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品管規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」(以下「品管規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「同規則の解釈」(以下「品管規則」という。)に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。
6.	(適用範囲)		2. 適用範囲	2. 適用範囲	2. 適用範囲	2. 適用範囲	2. 適用範囲	2. 適用範囲	2. 適用範囲
7.	第三条 次章から第六章までの規定は、原子力施設(使用施設等であって、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。)第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。)について適用する。 2 第七章の規定は、使		本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。	本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。
			<p>関西との差をマーキングにて識別する。色の差の意は以下のとおり。  <span style="background-color: yellow;">黄塗り</span>：表現(条項番号を除く。)や組織、文書名称等の各事業者固有の表現による差  <span style="background-color: gray;">灰塗り</span>：関西の第3条において、品管規則解釈のうち例示や解説となる箇所(「～をいう」。「例えば～」等)(九州等には記載がない箇所)  <span style="background-color: green;">緑塗り</span>：各事業者固有の理由による差</p>						

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	用施設等（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものに限る。）について適用する。								
8.	（定義）	第2条（定義）	3. 定義	3. 定義	3. 定義	3. 用語の定義	3. 定義	3. 定義	3. 定義
9.	第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。	1 本規則において使用する用語は、原子炉等規制法及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則において使用する用語の例による。							
10.	2 この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。								
11.	一 「保安活動」とは、原子力施設の保安のための業務として行われる一切の活動をいう。								
12.	二 「不適合」とは、要求事項に適合していないことをいう。								
13.	三 「プロセス」とは、意図した結果を生み出すための相互に関連し、又は作用する一連の活動及び手順をいう。								
14.	四 「品質マネジメントシステム」とは、保安活動の計画、実施、評価及び改善に関し、原子力事業者等が自らの組織の管理監督を行うための仕組みをいう。	2 第2項第4号に規定する「原子力事業者等」とは、原子炉等規制法第57条の8に規定する者をいう。 3 第2項第4号に規定する「自らの組織の管理監督を行うための仕組み」には、組織が品質マネジメントシステムの運用に必要な文書を整備することを含む。							
15.	五 「原子力の安全のためのリーダーシップ」とは、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、組織の品質方針及び品質目標を定めて要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）がこれらを達成すること並びに組織の安全文化のあるべき姿を定めて要員が健全な安全文化を育成し、及び維持することに主体的に取り組むことができるよう先導的な役割を果たす能力をいう。	4 第2項第5号に規定する「要員（保安活動を実施する者をいう。以下同じ。）」とは、原子力事業者等の品質マネジメントシステムに基づき、保安活動を実施する組織の内外の者をいう。							
16.	六 「是正処置」とは、不適合その他の事象の原因を除去し、その再発を防止するために講	5 第2項第6号及び第7号に規定する「不適合その他の事象」には、結果的に不適合に							

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	ずる措置をいう。	は至らなかった事象又は原子力施設に悪影響を及ぼす可能性がある事象を含む。							
17.	七「未然防止処置」とは、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象から得られた知見を踏まえて、自らの組織で起こり得る不適合の発生を防止するために講ずる措置をいう。	6 第2項第7号に規定する「原子力施設その他の施設」とは、国内外の原子力施設に加え、火力発電所など広く産業全般に関連する施設をいう（第53条第1項において同じ。）。							
18.	八「一般産業用工業品」とは、原子力施設の安全機能に係る機器、構造物及びシステム並びにそれらの部品（以下「機器等」という。）であって、専ら原子力施設において用いるために設計開発及び製造されたもの以外の工業品をいう。								
19.	九「妥当性確認」とは、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に関して、機器等又は保安活動を構成する個別の業務（以下「個別業務」という。）及びプロセスが実際の使用環境又は活動において要求事項に適合していることを確認することをいう。								
20.			本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品管規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、次に掲げるもののほか品質管理基準規則等に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品管規則に従う。	以下を除き品質管理基準規則の定義に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品管規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品管規則に従う。	本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下を除き品管規則に従う。 (1) 組織 組織のうち（保安に関する組織）に定める組織をいう。 (2) 実施部門 組織のうち、原子力施設に係る業務を実施する監査部門以外の組織をいう。 (3) 監査部門 内部監査を行う組織として実施部門から独立した部門をいう。
21.			(1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	(1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	(1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	(1) 原子炉施設：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	(1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	(1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。	(4) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。
22.			(2) ニューシア 原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、	(2) ニューシア 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社	(2) ニューシア 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、	(2) ニューシア：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進	(2) ニューシア 原子力施設の事故若しくは故障等の情報又は信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般	(2) ニューシア 原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、	(5) ニューシア 原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
			一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。	団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。	一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。	協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。	社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。	一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。	安全推進協会が運営するデータベースのことをいう（原子力施設情報公開ライブラリー）。
23.			(3) PWR事業者連絡会 国内PWR（加圧水型軽水炉）プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう（以下、本条および第120条において同じ）。	(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会をいう。	(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会をいう。	(3) BWR事業者協議会：国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条及び第107条において同じ。）	(3) BWR事業者協議会 国内BWR（沸騰水型軽水炉）プラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下、本条及び第106条（施設管理計画）において同じ。）。	(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下、本条及び第107条（施設管理計画）において同じ。）。	(6) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性及び信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう（以下、本条及び第107条（施設管理計画）において同じ。）。
24.	第二章 品質マネジメントシステム	第2章 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム	4. 品質マネジメントシステム
25.	(品質マネジメントシステムに係る要求事項)	第4条 (品質マネジメントシステムに係る要求事項)	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 一般要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項	4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項
26.	第四条 原子力事業者等（使用者であって、令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しないものを除く。以下同じ。）は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない。	1 第1項に規定する「実効性を維持する」とは、保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。 2 第1項に規定する「品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行わなければならない」とは、品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されるとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。	(1) 原子力部門（第4条図4に示す組織すべてをいう。以下、本規定において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されるとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう）。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されるとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう））。	(1) 第4条に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されるとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう）。	(1) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（以下「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、文書化し、実施し、かつ、維持する。また、その品質マネジメントシステムの実効性を維持するため、継続的に改善する。	(1) 保安に関する組織（以下、第4条（保安に関する組織）で定める組織の最小単位をいう。以下、本編において同じ。）すべてをいう。以下、本編において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されるとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう）。	(1) 組織（第4条（保安に関する組織）に示す部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。以下、本編において同じ。）すべてをいう。以下、本編において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されるとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう）。	(1) 組織は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されるとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう）。
27.	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用しなければならない。この場合において、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	3 第2項に規定する「保安活動の重要度」とは、事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、第2項第1号から第3号までに掲げる事項を考	(2) 原子力部門は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じ、a、bおよびc）に掲げる事項を考慮した原子力施設にお	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合において、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」と	(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a、bおよびc）に掲げる事項を考慮した原子力施設における保	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、以下の事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指	(2) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に	(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a、b、c）に掲げる事項を考慮した原子力施設における保安活	(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた、a）、b）及びc）に掲げる事項を考慮した原子力施設における保安

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
		慮した原子力施設における保安活動の管理の重み付けをいう。	ける保安活動の管理の重み付けをいう。）に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下、「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表3-2の4.1項に係る社内標準に規定し、グレード分けを行う。	いう。）に基づく重要度に加えて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	安活動の管理の重み付けをいう。）に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）を参考に、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度について、表3-1に記載の「原子力QMS 品質に係る重要度分類要領」に規定し、グレード分けを行う。	針」という。）を参考として、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。	関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表3-2の4.1(2)に係る社内規定を定め、グレード分けを行う。	動の管理の重み付けをいう。）に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、表3-2の4.1(2)に係る社内規定を定め、グレード分けを行う。	活動の管理の重み付けをいう。）に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針（以下「重要度分類指針」という。）に基づく重要性に応じて、「原子力発電施設の重要度分類基準要項」を定め、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度についてグレード分けを行う。
28.	一 原子力施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度		a) 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度	a. 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a. 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度	a) 業務・原子炉施設又は組織の重要度及びこれらの複雑さの程度	a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度	a. 原子炉施設、組織または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度	a) 原子炉施設、組織又は個別業務の重要度及びこれらの複雑さの程度
29.	二 原子力施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	4 第2項第2号に規定する「原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ」とは、原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。	b) 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）	b. 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）	b) 原子炉施設若しくは業務に関連する原子力安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるもの及びこれらに関連する潜在的影響の大きさ	b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）	b) 原子炉施設若しくは機器等の品質又は保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）及びそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。）
30.	三 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	5 第2項第3号に規定する「通常想定されない事象」とは、設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。	c) 機器等の故障もしくは通常想定されない事象（設計上考慮していない又は考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響	c. 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象（設計上考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響	c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象（設計上考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響	c) 機器等の故障若しくは通常想定されない事象（設計上考慮していても発生し得る事象（人的過誤による作業の失敗等）をいう。）の発生又は保安活動が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響
31.	3 原子力事業者等は、自らの原子力施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、この規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記しなければならない。		(3) 原子力部門は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下、「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3) 組織は、自らの原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質管理基準規則等が要求する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下、本条において「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(4) 組織は、原子炉施設に適用される法令・規制要求事項を明確に認識し、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき各基本マニュアル等に明記する（7.2.1参照）。	(3) 保安に関する組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。	(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品管規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。
32.	4 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムに必要なプロセス		(4) 原子力部門は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にす	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にす	(5) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にすると	(4) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロ	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にす	(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にす

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	を明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行わなければならない。		確にするとともに、そのプロセスを原子力部門に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	るとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	るとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	とともに、そのプロセスを組織に適用することを「原子力品質保証規程」に定め、次の事項を実施する。	セスを明確にするとともに、そのプロセスを保安に関する組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	るとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。	るとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。
33.	一 プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確に定めること。		a) プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を4.2.1 b)、c)およびd)に示す文書で明確にする。	a. プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を品質マネジメント文書に定めること。	a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を表3-1に示す文書で明確にする。	a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を明確にする。	a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を4.2.1 b)、c)及びd)に示す文書で明確にする。	a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を4.2.1 (2)、(3)および(4)の表に示す文書で明確にする。	a) プロセスの運用に必要な情報及び当該プロセスの運用により達成される結果を、表3-1(2)及び(3)に示す二次文書で明確にする。
34.	二 プロセスの順序及び相互の関係を明確に定めること。	6 第4項第2号に規定する「プロセスの順序及び相互の関係」には、組織内のプロセス間の相互関係を含む。	b) プロセスの順序および相互の関係（原子力部門内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1に示す。	b. プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を「図1「品質マネジメントシステムのプロセスの相互の関係」に示すこと。	b. プロセスの順序および相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1に明確に示す。	b) これらのプロセスの順序及び相互関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を「図1のとおりとする。	b) プロセスの順序及び相互の関係（保安に関する組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1及び図3-2に示す。	b. プロセスの順序および相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を「図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に示す。	b) プロセスの順序及び相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を図3-1に示す。
35.	三 プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。	7 第4項第3号に規定する「原子力事業者等の保安活動の状況を示す指標」には、原子力規制検査等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	c) プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な原子力部門の保安活動の状況を示す指標（以下、「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。 なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	c. プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下、本条において「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。 保安活動指標には、「原子力規制検査等に関する規則」に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。 なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもの実効性の確保に必要なパフォーマンスを示す指標（以下「PI(Performance Indicator)」という。）、並びに判断基準及び方法を明確にする。このPIには、原子力規制検査等に関する規則第5条に規定する安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含める。	c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な保安に関する組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。 なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。 なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。	c) プロセスの運用及び管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下「保安活動指標」という。）並びに当該指標に係る判定基準を明確に定めること。 なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。
36.	四 プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。		d) プロセスの運用ならびに監視および測定（以下、「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保すること（責任および権限の明確化を含む。）。	d. プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。	d. プロセスの運用ならびに監視および測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保すること（責任および権限の明確化を含む。）。	d) これらのプロセスの運用並びに監視及び測定に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保する。これには、責任及び権限の明確化を含める。	d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。	d. プロセスの運用ならびに監視および測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保すること（責任および権限の明確化を含む。）。	d) プロセスの運用並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること（責任及び権限の明確化を含む。）。
37.	五 プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。		e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e) これらのプロセスの運用状況を監視し、適用可能な場合には測定し、分析する。	e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。	e) プロセスの運用状況を監視測定し、分析すること。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。
38.	六 プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置を講ずること。	8 第4項第6号に規定する「実効性を維持するための措置」には、プロセスの変更を含む。	f) プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。	f. プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずること。	f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。	f) これらのプロセスについて、計画の目的を達成するため、かつ、実効性を維持するために必要な処置（プロセスの変更を含む。）をとる。	f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。	f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。	f) プロセスについて、意図した結果を得、及び実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。
39.	七 プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。		g) プロセスおよび原子力部門の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g) これらのプロセス及び組織を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g) プロセス及び保安に関する組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。	g) プロセス及び組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
40.	八 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。	9 第4項第8号に規定する「原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする」には、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにすること。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h) 原子力安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力安全に与える潜在的な影響と、原子力安全に係る対策がセキュリティに与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。	h) 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。
41.	5 原子力事業者等は、健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない。	10 第5項に規定する「健全な安全文化を育成し、及び維持しなければならない」とは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。	(5) 原子力部門は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。	(6) 組織は、安全文化として目指している状態を含め「健全な安全文化の育成及び維持に係る基本マニュアル」を定めるとともに、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持する。	(5) 保安に関する組織は、健全な安全文化を育成及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。	(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、及び維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指していることをいう。
42.		・原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	a) 原子力の安全および安全文化の理解が原子力部門全体で共通のものとなっている。	a. 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。		a) 原子力の安全及び安全文化の理解が保安に関する組織全体で共通のものとなっている。	a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。	a) 原子力の安全及び安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。
43.		・風通しの良い組織文化が形成されている。	b) 風通しの良い組織文化が形成されている。	b. 風通しの良い組織文化が形成されている。	b. 風通しの良い組織文化が形成されている。		b) 風通しの良い組織文化が形成されている。	b. 風通しの良い組織文化が形成されている。	b) 風通しの良い組織文化が形成されている。
44.		・要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。	c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。	c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。	c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。		c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。	c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。	c) 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。
45.		・全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。		d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。	d) 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。
46.		・要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	e) 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	e. 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。		e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。	e) 要員が、常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。
47.		・原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。		f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。	f) 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。
48.		・安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善す	g) 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を原子力部門全体で共有し、	g. 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化	g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文		g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を保安に関する組織全体で共有	g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化	g) 安全文化に関する内部監査及び自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜） 第3条	電発 第4条（案）	東北 第3条（案）	東京 第3条（案）	北陸 第3条（案）	中国 第3条（案）	原電 第3条（案）
		るための基礎としている。	安全文化を改善するための基礎としている。	を改善するための基礎としている。	化を改善するための基礎としている。		し、安全文化を改善するための基礎としている。	を改善するための基礎としている。	を改善するための基礎としている。
49.		・原子力の安全には、セキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	h. 原子力の安全には、セキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。		h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。	h) 原子力の安全にはセキュリティが関係する可能性があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。
50.	6 原子力事業者等は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。		(6) 原子力部門は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(7) 組織は、業務・原子炉施設に係る要求事項（法令・規制要求事項を含む。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することを決めた場合には、当該プロセスの管理を確実にする。	(6) 保安に関する組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。	(6) 組織は、機器等又は個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。
51.	7 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。		(7) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(3) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。	(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。
52.	(品質マネジメントシステムの文書化)		4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 文書化に関する要求事項	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2 品質マネジメントシステムの文書化
53.			4.2.1 一般	4.2.1 一般	4.2.1 一般	4.2.1 一般	4.2.1 一般	4.2.1 一般	4.2.1 一般
54.	第五条 原子力事業者等は、前条第一項の規定により品質マネジメントシステムを確立するときは、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。		原子力部門は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。	組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。なお、記録は適正に作成する。	組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。	品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。これらの文書は、保安活動の重要度に応じて作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。	保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-3に示す。	組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。	組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系図を図3-2に示す。
55.	一 品質方針及び品質目標		a) 品質方針および品質目標	(1) 品質方針及び品質目標	(1) 品質方針および品質目標	a) 品質方針及び品質目標	a) 品質方針及び品質目標	(1) 品質方針および品質目標	(1) 品質方針及び品質目標
56.	二 品質マネジメントシステムを規定する文書（以下「品質マニュアル」という。）		b) 「原子力発電の安全に係る品質保証規程」	(2) 品質マネジメントシステムを規定する以下の文書（以下、本条において「品質マニュアル」という。） a. 本品質マネジメントシステム計画 b. 「原子力品質保証規程」	(2) 品質マニュアル 本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程	b) 原子力品質保証規程	b) 本品質マネジメントシステム計画及び品質マネジメントシステム要則	(2) 品質マニュアル 品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。	(2) 品質マニュアル 表3-1(1)に示す「品質保証規程」
57.	三 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書		d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、原子力部門が必要と決定した表3-2に示す社内標準	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な以下の文書 a. 別表1「品質マネジメントシステムに係る規程類」に示す規程類（組織が必要とする文書） b. 別表1の規程類に基づき規定される、	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 a. 表3-1に示す二次文書 b. 表3-1に示す二次文書で規定する品質マネジメント文書	d) 組織内のプロセスの実効的な計画、運用及び管理を確実に実施するために、必要と決定した文書及び記録 ①以下の文書（表） ②発電所品質保証計画書 ③要領、要項、手引等の手順書 ④部門作成文書	d) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、保安に関する組織が必要と決定した表3-2に示す社内規定	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。	(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施及び管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した表3-1(3)に示す二次文書

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜） 第3条	電発 第4条（案）	東北 第3条（案）	東京 第3条（案）	北陸 第3条（案）	中国 第3条（案）	原電 第3条（案）
				規程類及び作業文書		⑤外部文書 ⑥上記①②③④⑤で規定する記録			
58.	四 この規則に規定する手順書、指示書、図面等（以下「手順書等」という。）		c) 品管規則の要求事項に基づき作成する表3-1に示す社内標準、および、品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下、「手順書等」という。）	(4) 別表1に示す品質管理基準規則等が要求する手順書、指示書、図面等（以下、本条において「手順書等」という。）	(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する表3-1に示す品質マネジメント文書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）	c) 品質管理基準規則が要求する“手順書等”である以下の文書及び記録（表）	c) 品管規則の要求事項に基づき作成する表3-1に示す社内規定及び品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）	(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する手順書および品管規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）このうち、二次文書を以下の表に示す。	(4) 品管規則の要求事項に基づき作成する表3-1(2)に示す二次文書
59.									
60.	(品質マニュアル)		4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル	4.2.2 品質マニュアル
61.									
62.									
63.									
64.	第六条 原子力事業者等は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定めなければならない。		原子力部門は、品質マニュアルである「原子力発電の安全に係る品質保証規程」に次に掲げる事項を定める。	組織は、品質マニュアルに次に掲げる事項を定める。	組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程に、次に掲げる事項を定める。	(1) 組織は、品質マニュアルとして本品質マネジメントシステム計画に定める要求事項を含む「原子力品質保証規程」を作成し、維持する。制定・改訂権限者は社長とする。 (2) 「原子力品質保証規程」には、次の事項を含める。	保安に関する組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画及び品質マネジメントシステム要則に次に掲げる事項を定める。	組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画、「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」および「原子力安全管理監査細則」に次に掲げる事項を定める。	組織は、品質マニュアルとして、「品質保証規程」を作成し、維持する。品質マニュアルに、次に掲げる事項を定める。
65.	一 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項		a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	a) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項	(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項
66.	二 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項		b) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項	(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	(2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項	b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	b) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項	(2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項	(2) 保安活動の計画、実施、評価及び改善に関する事項
67.	三 品質マネジメントシステムの適用範囲		c) 品質マネジメントシステムの適用範囲	(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲	(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲	c) 品質マネジメントシステムの適用範囲	c) 品質マネジメントシステムの適用範囲	(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲	(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲
68.	四 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報		d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	d) 品質マネジメントシステムについて確立された“手順書等”又はそれらを参照できる情報	d) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報	(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報
69.	五 プロセスの相互の関係		e) プロセスの相互の関係（図3-1参照）	(5) プロセスの相互の関係	(5) プロセスの相互の関係（図3-1参照）	e) 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係	e) プロセスの相互の関係（図3-1及び図3-2参照）	(5) プロセスの相互の関係（「図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」参照）	(5) プロセスの相互の関係（図3-1参照）
70.	(文書の管理)	第7条（文書の管理）	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書管理	4.2.3 文書管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理	4.2.3 文書の管理
71.	第七条 原子力事業者等は、品質マネジメント文書を管理しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメント文書を管理しなければならない」には、次の事項を含む。	(1) 原子力部門は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。	(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。	(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムに必要な文書を、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。これには次の事項を含める。また、記録は、4.2.4に規定する要求事項に従って管理する。	(1) 保安に関する組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。	(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。	(1) 組織は、品質マネジメント文書を次の事項を含め管理する。
72.		・組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止	a) 原子力部門として承認されていない文書の使用、または適切でない変更の防止	a. 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止	a. 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止	a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止	a) 保安に関する組織として承認されていない文書の使用、又は適切でない変更の防止	a. 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止	a) 組織として承認されていない文書の使用又は適切でない変更の防止
73.		・文書の組織外への流出	b) 文書の組織外への	b. 文書の組織外への	b. 文書の組織外への	b) 文書の組織外への流	b) 文書の組織外への	b. 文書の組織外への	b) 文書の組織外への

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜） 第3条	電発 第4条（案）	東北 第3条（案）	東京 第3条（案）	北陸 第3条（案）	中国 第3条（案）	原電 第3条（案）
		等の防止	流出等の防止	流出等の防止	流出等の防止	出等の防止	流出等の防止	流出等の防止	流出等の防止
74.		・品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	e) 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持	c. 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	e. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持	c) 4.2.1 c) 及び d) ①の文書の制定及び改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた処置並びに当該制定及び改訂を承認した者に関する情報の維持	c) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持	c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持	c) 品質マネジメント文書の発行及び改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置並びに当該発行及び改訂を承認した者に関する情報の維持
75.	2 原子力事業者等は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた手順書等を作成しなければならない。	2 第2項に規定する「適切な品質マネジメント文書を利用できる」には、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(2) 原子力部門は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるよう（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1の4.2.3項に係る社内標準を作成する。	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるような時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「文書・記録管理要領」を作成する。	(2) 組織は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるような時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」を作成する。	(2) 組織の要員が判断及び決定に当たり適切な文書を利用できるよう、次の活動に必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。これには、文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。	(2) 保安に関する組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるような時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた表3-1の4.2.3項に係る社内規定を作成する。	(2) 組織は、要員が判断および決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるような時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた4.2.1(4)の表の4.2.3項に係る文書を作成する。	(2) 組織は、要員が判断及び決定をするに当たり、適切な品質マネジメント文書を利用できるような（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「文書取扱要項」に定め、実施する。
76.	一 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。		a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a) 発行前に、文書の妥当性をレビューし、承認する。	a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。	a) 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。
77.	二 品質マネジメント文書の改訂の必要性とともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること。	3 第2項第2号に規定する「改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認すること」とは、第1号と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。	b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a）と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）こと。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）こと。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）こと。	b) 文書の改訂の必要性についてレビューする。また、改訂に当たっては、a)と同様にその妥当性をレビューし、承認する。	b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性とともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a）と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）こと。	b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）こと。	b) 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認（a）と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）すること。
78.	三 前二号の審査及び前号の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	4 第2項第3号に規定する「部門」とは、原子力施設の保安規定に規定する組織の最小単位をいう。	c) 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。）の要員を参画させること。	c. a. 及び b. の審査並びに b. の評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する各部門の要員を参画させること。	c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。）の要員を参画させること。	c) a) 及び b) のレビューを行う際には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させる。	c) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第4条（保安に関する組織）に規定する組織の最小単位をいう。）の要員を参画させること。	c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。	c) 品質マネジメント文書の審査及び評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参画させること。
79.	四 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。		d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d) 文書の変更の識別及び最新の改訂状況を確実にする。	d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d. 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。	d) 品質マネジメント文書の改訂内容及び最新の改訂状況を識別できるようにすること。
80.	五 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。		e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要などところで使用しやすい状態にあることを確実にする。	e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。	e) 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な制定版又は改訂版が利用しやすい体制を確保すること。
81.	六 品質マネジメント文書を、読みやすく容易		f) 品質マネジメント文書を、読みやすく	f. 品質マネジメント文書を、読みやすく	f. 品質マネジメント文書を、読みやすく	f) 文書は、読みやすくかつ容易に内容を把握する	f) 品質マネジメント文書を、読みやすく	f. 品質マネジメント文書を、読みやすく	f) 品質マネジメント文書を、読みやすく

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	に内容を把握することができるようにすること。		容易に内容を把握することができるようにすること。	容易に内容を把握することができるようにすること。	容易に内容を把握することができるようにすること。	ことができるようにする。	容易に内容を把握することができるようにすること。	容易に内容を把握することができるようにすること。	容易に内容を把握することができるようにすること。
82.	七 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。		g) 原子力部門の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配付が管理されていることを確実にする。	g) 保安に関する組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。	g) 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。
83.	八 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。		h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを保持する場合には、その目的にかかわらず、これを識別し管理する。	h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。	h) 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。
84.	(記録の管理)		4. 2. 4 記録の管理	4. 2. 4 記録の管理	4.2.4 記録の管理	4.2.4 記録の管理	4.2.4 記録の管理	4. 2. 4 記録の管理	4.2.4 記録の管理
85.	第八条 原子力事業者等は、この規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるので、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理しなければならない。		(1) 原子力部門は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるので、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1) 組織は、品質管理基準規則等が要求する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるので、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるので、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1) 組織は、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にし、保安活動の重要度に応じて管理する。  (2) 記録は、読みやすく、容易に内容を把握することができる。かつ、検索可能なように作成する。	(1) 保安に関する組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるので、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるので、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。	(1) 組織は、品管規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができるので、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。
86.	2 原子力事業者等は、前項の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に關し、所要の管理の方法を定めた手順書等を作成しなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索、および廃棄に關し、所要の管理の方法を定めた、表3-1の4. 2. 4項に係る社内標準を作成する。	(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に關し、所要の管理の方法を定めた「文書・記録管理要領」を作成する。	(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に關し、所要の管理の方法を、表3-1に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に定める。	(3) 記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄に關し必要な管理を「文書及び記録管理基本マニュアル」に規定する。	(2) 保安に関する組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に關し、所要の管理の方法を定めた、表3-1の4.2.4に係る社内規定を作成する。	(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に關し、所要の管理の方法を定めた4. 2. 4項に係る文書を作成する。	(2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索及び廃棄に關し必要な事項を「品質記録管理要項」に定め、実施する。
87.	第三章 経営責任者等の責任	第3章 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任	5. 経営責任者等の責任
88.	(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	第9条 (経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ)	5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5. 1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ
89.	第九条 経営責任者は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証しなければならない。		社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立及び実施させるとともに、その実効性の維持及び継続的な改善を、次の業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。	社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。
90.	一 品質方針を定めること。		a) 品質方針を定めること。	(1) 品質方針を定めること。	(1) 品質方針を定めること。	a) 品質方針を設定する。	a) 品質方針を定めること。	(1) 品質方針を定めること。	a) 品質方針を定めること。
91.	二 品質目標が定められているようにすること。		b) 品質目標が定められているようにすること。	(2) 品質目標が定められているようにすること。	(2) 品質目標が定められているようにすること。	b) 品質目標が設定されていることを確実にする。	b) 品質目標が定められているようにすること。	(2) 品質目標が定められているようにすること。	b) 品質目標が定められているようにすること。
92.	三要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献でき	I 第3号に規定する「要員が、健全な安全文化を育成し、及び維	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢	(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献でき	(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献でき	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できる	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献	(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献でき	c) 要員が、健全な安全文化を育成し、及び維持することに貢献できる

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	るようにすること。	持することに貢献できるようにすること」とは、要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう。	献できるようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう）。	るようにすること。	きるようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう）。	にすること <b>を確実にする。</b>	できるようにすること。	るようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう）。	ようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、及び維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう）。
93.	四 第十八条に規定するマネジメントレビューを実施すること。		d) 5. 6. 1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	(4) 5. 6. 1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d) マネジメントレビューを実施する。	d) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	(4) 5. 6. 1に規定するマネジメントレビューを実施すること。	d) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。
94.	五 資源が利用できる体制を確保すること。		e) 資源が利用できる体制を確保すること。	(5) 資源が利用できる体制を確保すること。	(5) 資源が利用できる体制を確保すること。	e) 資源が利用できることを <b>確実にする。</b>	e) 資源が利用できる体制を確保すること。	(5) 資源が利用できる体制を確保すること。	e) 資源が利用できる体制を確保すること。
95.	六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。		f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f) <b>法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして、原子力安全を確保することの重要性を組織内に周知する。</b>	f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。	f) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。
96.	七 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。		g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g) <b>担当する業務について</b> 理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。	g) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを要員に認識させること。
97.	八 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。		h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	(8) <b>すべての</b> 階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h) <b>すべての</b> 階層で行われる決定が、 <b>原子力安全</b> の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	(8) <b>すべての</b> 階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。	h) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位及び説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。
98.	(原子力の安全の確保の重視)	第10条（原子力の安全の確保の重視）	5. 2 原子力の安全の確保の重視	5. 2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視	5. 2 原子力の安全の確保の重視	5.2 原子力の安全の確保の重視
99.	第十条 経営責任者は、組織の意思決定に当たり、機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	1 第10条に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」とは、例えば、コスト、工期等によって原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないことをいう。	社長は、原子力部門の意思決定に当たり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、 <b>組織</b> の意思決定に <b>当たり</b> 、 <b>機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し</b> 、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、 <b>組織</b> の意思決定に <b>当たり</b> 、 <b>機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し</b> 、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、 <b>組織</b> の意思決定の際には、 <b>業務・原子力炉施設に対する要求事項に適合し</b> （7.2.1及び8.2.1参照）、 <b>かつ、原子力安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</b>	社長は、 <b>保安に関する組織</b> の意思決定に <b>当たり</b> 、 <b>機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し</b> 、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、 <b>組織</b> の意思決定に <b>当たり</b> 、 <b>機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し</b> 、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。	社長は、 <b>組織</b> の意思決定に <b>当たり</b> 、 <b>機器等及び個別業務が個別業務等要求事項に適合し</b> 、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。
100.	(品質方針)	第11条（品質方針）	5. 3 品質方針	5. 3 品質方針	5.3 品質方針	5.3 品質方針	5.3 品質方針	5. 3 品質方針	5.3 品質方針
101.	第十一条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる事項に適合して行わなければならない。	1 第11条に規定する「品質方針」には、健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。	社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的、および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針が次に掲げる事項に適合しているようにする。 品質方針には、 <b>健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するものを含む。</b> この場合において、 <b>技術的、人的および組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。</b>	社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するものを含む。）について、 <b>次の事項を確実にする。</b> なお、 <b>健全な安全文化の育成及び維持に関するものは、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。</b> が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。	社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、及び維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的及び組織的要因並びにそれらの間の相互作用が原子力安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目指して設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。	
102.	一 組織の目的及び状況に対して適切なものであること。	2 第1号に規定する「組織の目的及び状況に対して適切なものであること」には、組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。	a) 原子力部門の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。	(1) <b>組織の目的及び状況</b> に対して適切なものであること（ <b>組織運営</b> に関する方針と整合的なものであることを含む。）。	(1) <b>組織</b> の目的および状況に対して適切なものであること（ <b>組織運営</b> に関する方針と整合的なものであることを含む。）。	a) <b>組織</b> の目的及び状況に対して適切である。	a) <b>保安に関する組織</b> の目的及び状況に対して適切なものであること（ <b>組織運営</b> に関する方針と整合的なものであることを含む。）。	(1) <b>組織</b> の目的および状況に対して適切なものであること（ <b>組織運営</b> に関する方針と整合的なものであることを含む。）。	a) <b>組織</b> の目的及び状況に対して適切なものであること（ <b>組織運営</b> に関する方針と整合的なものであることを含む。）。

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜） 第3条	電発 第4条（案）	東北 第3条（案）	東京 第3条（案）	北陸 第3条（案）	中国 第3条（案）	原電 第3条（案）
103	二 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に経営責任者が責任を持って関与すること。		b) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	(2) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善に対するコミットメントを含む。	b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。	b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に社長が責任を持って関与すること。
104	三 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。		c) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。	(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。	(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。	c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。	c) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。	(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。	c) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。
105	四 要員に周知され、理解されていること。		d) 要員に周知され、理解されていること。	(4) 要員に周知され、理解されていること。	(4) 要員に周知され、理解されていること。	d) 組織全体に伝達され、理解される。	d) 要員に周知され、理解されていること。	(4) 要員に周知され、理解されていること。	d) 要員に周知され、理解されていること。
106	五 品質マネジメントシステムの継続的な改善に経営責任者が責任を持って関与すること。		e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e) 適切性の持続のためにレビューされる。	e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。	e) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。
107			5. 4 計画	5. 4 計画	5.4 計画	5.4 計画	5.4 計画	5. 4 計画	5.4 計画
108	(品質目標)	第12条 (品質目標)	5. 4. 1 品質目標	5. 4. 1 品質目標	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標	5.4.1 品質目標	5. 4. 1 品質目標	5.4.1 品質目標
109	第十二条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。	1 第1項に規定する「品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められている」には、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。	(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。	(1) 社長は、各部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。	(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。	(1) 社長は、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、組織内のしかるべき部門及び階層で、業務・原子炉施設に対する要求事項を満たすために必要なものを含む品質目標（7.1 (3) b) 参照）が設定されることを確実にする。品質目標には、達成するための計画として次の事項を含める。	(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。	(1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。	(1) 社長は、組織において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。
110		・実施事項	a) 実施事項	a. 実施事項	a. 実施事項	a) 実施事項	a) 実施事項	a. 実施事項	a) 実施事項
111		・必要な資源	b) 必要な資源	b. 必要な資源	b. 必要な資源	b) 必要な資源	b) 必要な資源	b. 必要な資源	b) 必要な資源
112		・責任者	c) 責任者	c. 責任者	c. 責任者	c) 責任者	c) 責任者	c. 責任者	c) 責任者
113		・実施事項の完了時期	d) 実施事項の完了時期	d. 実施事項の完了時期	d. 実施事項の完了時期	d) 実施事項の完了時期	d) 実施事項の完了時期	d. 実施事項の完了時期	d) 実施事項の完了時期
114		・結果の評価方法	e) 結果の評価方法	e. 結果の評価方法	e. 結果の評価方法	e) 結果の評価方法	e) 結果の評価方法	e. 結果の評価方法	e) 結果の評価方法
115	2 経営責任者は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「その達成状況を評価し得る」とは、品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあることをいう。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2) 品質目標は、その達成度が判定可能で、品質方針との整合がとれていること。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。	(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。組織は、品質目標に係る事項について、「品質目標及び品質保証計画管理要項」に定め、実施する。
116			(3) 原子力部門は、品質目標に係る事項について、表3-2の5.4項に係る社内標準を確立する。				(3) 保安に関する組織は、品質目標に係る事項については、表3-2の5.4.1に係る社内規定を確立する。	(3) 組織は、品質目標に係る事項について、4.2.1(3)の表の5.4.1項に係る文書を確立する。	
117	(品質マネジメントシステムの計画)	第13条 (品質マネジメントシステムの計画)	5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画	5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	5. 4. 2 品質マネジメントシステムの計画	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画
118	第十三条 経営責任者は、品質マネジメントシステムが第四条の規定に適合するよう、その実施に当たった計画が策定されていること。		(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たった計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たった計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たった計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実施に当たった計画が、4.1に規定する要求事項を満たすように策定されていることを確実にする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たった計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たった計画が策定されているようにする。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施に当たった計画が策定されているようにする。

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜） 第3条	電発 第4条（案）	東北 第3条（案）	東京 第3条（案）	北陸 第3条（案）	中国 第3条（案）	原電 第3条（案）
	うにしなければならぬ。					にする。			
119	2 経営責任者は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにしなければならない。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮しなければならない。	1 第2項に規定する「品質マネジメントシステムの変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。	(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、「変更管理要領」に基づき、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、「変更管理要領」に基づき、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、品質マネジメントシステムの変更が計画され、実施される場合には、その変更が品質マネジメントシステム全体の体系に対して矛盾なく、整合が取れているようにするために、「変更管理基本マニュアル」に基づき管理することを確実にする。この変更には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得る軽微な変更を含む。）を含める。品質マネジメントシステムの変更の計画、実施に当たっては、保安活動の重要度に応じて、次の事項を適切に考慮する。  (3) 社長は、「原子力リスク管理基本マニュアル」に基づき、リスク情報が活用され、品質マネジメントシステムの実効性が継続的に改善されていることを確実にする。	(2) 社長は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。	(2) 社長は、プロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。
120	一 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果	2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む（第23条第3項第1号において同じ。）。	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度を分析および評価、並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度を分析および評価、ならびに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（組織の活動として実施する、当該変更による原子力安全への影響の程度を分析及び評価、当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度を分析及び評価、並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	a. 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度を分析及び評価、並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	a) 品質マネジメントシステムの変更の目的及び当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度を分析及び評価、並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。）
121		・当該変更による原子力の安全への影響の程度を分析及び評価							
122		・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置							
123	二 品質マネジメントシステムの実効性の維持		b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持	b) 品質マネジメントシステムの実効性の維持
124	三 資源の利用可能性		c) 資源の利用可能性	c. 資源の利用可能性	c. 資源の利用可能性	c) 資源の利用可能性	c) 資源の利用可能性	c. 資源の利用可能性	c) 資源の利用可能性
125	四 責任及び権限の割当て		d) 責任および権限の割当て	d. 責任及び権限の割当て	d. 責任および権限の割当て	d) 責任及び権限の割当て	d) 責任及び権限の割当て	d. 責任および権限の割当て	d) 責任及び権限の割当て
126			5. 5 責任、権限およびコミュニケーション	5. 5 責任、権限及びコミュニケーション	5. 5 責任、権限およびコミュニケーション	5. 5 責任、権限及びコミュニケーション	5. 5 責任、権限及びコミュニケーション	5. 5 責任、権限およびコミュニケーション	5. 5 責任、権限及びコミュニケーション
127	(責任及び権限)	第14条（責任及び権限）	5. 5. 1 責任および権限	5. 5. 1 責任及び権限	5. 5. 1 責任および権限	5. 5. 1 責任及び権限	5. 5. 1 責任及び権限	5. 5. 1 責任および権限	5. 5. 1 責任及び権限
128	第十四条 経営責任者は、部門及び要員の責任及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにしなければならない。	1 第14条に規定する「部門及び要員の責任」には、担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。 2 第14条に規定する	社長は、第5条、第10条および第10条の2に定める責任（担当業務に応じて、原子力部門の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手	社長は、第6条及び第10条に定める各部門及び要員の責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限並びに各部門相互間の業務の手順を	社長は、第5条、第9条および第9条の2に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手順（部門間	社長は、全社規程である「職制および職務権限規程」を踏まえ、責任（担当業務に応じて組織の内外に対し業務の内容について説明する責任を含む。）及び権限が第5条（保安に関する職務）、第9条	社長は、第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）及び第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定める責任（担当業務に応じ	社長は、第5条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）および第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定める責任（担当業務に応じて、組	社長は、組織権限規程を踏まえ第5条（保安に関する職務）及び第9条（原子炉主任技術者の職務等）並びに第9条の2（電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定める

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	電発 第4条(案)	東北 第3条(案)	東京 第3条(案)	北陸 第3条(案)	中国 第3条(案)	原電 第3条(案)
		「部門相互間の業務の手順」とは、部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。	順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	(原子炉主任技術者の職務等)及び第9条の2(電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等)に定められ、また、部門相互間の業務の手順が文書化され、組織全体に周知されるとともに、関係する要員が責任を持って業務を遂行できることを確実にする。また、社長は第4条(保安に関する組織)に定める組織以外の全社組織による、「職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。	て、保安に関する組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。	責任(担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限並びに部門相互間の業務の手順(部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務(情報の伝達を含む。)が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。)を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。
129	(品質マネジメントシステム管理責任者)		5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者	5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者
130			(1) 社長は、原子力事業本部長を原子力部門(経営監査室を除く。)の品質マネジメントシステム管理責任者として、経営監査室長を経営監査室の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。	社長は、原子力事業本部長を品質保証活動(内部監査を除く。)の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、また、業務監査部長を品質保証活動(内部監査に限る。)の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として任命し、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	(1) 社長は、原子力本部長を組織(原子力検査室を除く。)の品質マネジメントシステム管理する責任者として、次に掲げる業務を内部監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者(以下「品質マネジメントシステム管理責任者」という。)として任命する。	(1) 社長は、内部監査室長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し、与えられている他の責任とかかわりなく、次に示す責任及び権限を与える。	(1) 社長は、原子力本部長を原子力運営組織及び調達組織の品質マネジメントシステム管理責任者として、並びに品質管理部長を独立監査組織の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。	(1) 社長は、電源事業本部長を組織(内部監査部門を除く。)の品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査部門長を内部監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。	(1) 社長は、安全室を担当する取締役及び検査・品質監査室長を品質マネジメントシステム管理責任者に任命する。
131	第十五条 経営責任者は、品質マネジメントシステムを管理する責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。		(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。		(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。	(No131~135は(2)と(3)を併記する) (2) 内部監査室長の管理責任者としての責任及び権限 (3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限	(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。	(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。	(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。
132	一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	(1) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	(2)a) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。 (3)a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス(内部監査プロセスを除く。)の確立、実施及び、その実効性を維持することを確実にする。	a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること
133	二 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。		b) 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。	(2) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について社長に報告すること。	b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。	(2)b) 内部監査プロセスを通じて、品質マネジメントシステムの運用状況及び改善の必要性の有無について、社長に報告すること。 (3)b) 品質マネジメントシステム(内部監査プロセスを除く。)の運用状況	b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること。	b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。	b) 品質マネジメントシステムの運用状況及びその改善の必要性について、社長に報告すること

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
						及び改訂の必要性の有無について、社長に報告する。			
134	三 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。		c) 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	(3) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	(2)c) 内部監査プロセスを通じて、健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。  (3)c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、原子力安全の確保についての認識を高めることを確実にする。	c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。	c) 健全な安全文化を育成し、及び維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。
135	四 関係法令を遵守すること。		d) 関係法令を遵守すること。	(4) 関係法令を遵守すること。	d. 関係法令を遵守すること。	(2)d) 内部監査プロセスを通じて、組織全体にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。  (3)d) 組織全体（内部監査室を除く。）にわたって、法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。	d) 関係法令を遵守すること。	d. 関係法令を遵守すること。	d) 関係法令を遵守すること。
136	(管理者)	第16条（管理者）	5. 5. 3 管理者	5. 5. 3 管理者	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者	5.5.3 管理者	5. 5. 3 管理者	5.5.3 管理者
137	第十六条 経営責任者は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与えなければならない。	1 第1項に規定する「管理者」とは、職務権限を示す文書において、管理者として責任及び権限を付与されている者をいう。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める必要がある。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（品質マニュアルにおいて、「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を付与されている者、以下、「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下、 <b>本案</b> において「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。	(1) 社長は、 <b>第5条に示す管理者（社長及び管理責任者を除く。）</b> に対し、 <b>所掌する業務に関して、次に示す責任及び権限を与えることを確実にする。</b>	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（品質マニュアルにおいて、管理者として責任及び権限を付与されている者、以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（ <b>第4条（保安に関する組織）に定める組織を構成する個々の部門の長をいう。</b> ）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。	(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（品質マニュアルにおいて、管理者として責任及び権限を付与されている者、以下「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任及び権限を与える。なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任及び権限は、文書で明確に定める。
138	一 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。		a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) プロセスが確立され、実施されるとともに、 <b>実効性を維持する。</b>	a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。	a) 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。
139	二 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。		b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b) 業務に従事する要員の、 <b>業務・原子炉施設に対する要求事項についての認識を高める。</b>	b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。	b) 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。
140	三 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。		c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c) <b>業務の実施状況について評価する(5.4.1及び8.2.3参照)。</b>	c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。	c) 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
141	四 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。		d) 健全な安全文化を育成し、および維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。	d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。	d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。	d) 健全な安全文化を育成し、及び維持すること。
142	五 関係法令を遵守すること。		e) 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。	e) 法令・規制要求事項を遵守することを確実にする。	e) 関係法令を遵守すること。	e. 関係法令を遵守すること。	e) 関係法令を遵守すること。
143	2 管理者は、前項の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施しなければならない。		(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施すること。	(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施すること。	(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施すること。	(2) 管理者は、与えられた責任及び権限の範囲において、原子力安全のためのリーダーシップを発揮し、以下の事項を確実に実施すること。	(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施すること。	(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施すること。	(2) 管理者は、(1)の責任及び権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施すること。
144	一 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定すること。		a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視及び測定すること。	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定すること。	a) 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定すること。
145	二 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。		b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b) 要員が原子力安全に対する意識を向上し、かつ、原子力安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。	b) 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に行えるようにすること。
146	三 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。		c) 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c) 原子力安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。	c) 原子力の安全に係る意思決定の理由及びその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。
147	四 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。		d) 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d. 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。	d) 常に問いかける姿勢及び学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。
148	五 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。		e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e) 要員が、積極的に業務の改善に対して貢献できるようにすること。	e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。	e) 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。
149	3 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	2 第3項に規定する「自己評価」には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。	(3) 管理者は、所掌する業務に関する自己評価をあらかじめ定められた間隔で実施する。この自己評価には、安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含める。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。	(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。
150	(組織の内部の情報の伝達)	第17条（組織の内部の情報の伝達）	5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達	5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 内部コミュニケーション	5.5.4 組織の内部の情報の伝達	5. 5. 4 組織の内部の情報の伝達	5.5.4 組織の内部の情報の伝達
151	第十七条 経営責任者は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、	1 第17条に規定する「組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする」とは、品質	(1) 社長は、原子力部門の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネ	社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするため、「内部コミュニケーション要領」	(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されるようにするとともに、品質マネジメン	社長は、組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されていることを確実にする。また、品質マネジメントシ	(1) 社長は、保安に関する組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品	(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されるようにするとともに、品質マネジメン	社長は、「品質保証規程」に基づき組織内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにする（品質マネジ

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにしなければならない。	マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。 2 第17条に規定する「品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達される」とは、例えば、第18条に規定する品質マネジメントシステムの評価の結果を要員に理解させるなど、組織全体で品質マネジメントシステムの実効性に関する情報の認識を共有していることをいう。	マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 (2) 原子力部門は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-2の5.5.4項に係る社内標準を確立する。	【定めさせ、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 (2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-1に記載の「原子力QMS 内部コミュニケーション要領」を定める。	トシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 (2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-1に記載の「原子力QMS 内部コミュニケーション要領」を定める。	ステムの実効性に関する情報が交換が行われることを確実にする。 (2) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-2の5.5.4に係る社内規定を確立する。	品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 (2) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-2の5.5.4に係る社内規定を確立する。	トシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 (2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-2の5.5.4項に係る文書を確立する。	メントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行することをいう。）とともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。
152			5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー	5.6 マネジメントレビュー
153	(マネジメントレビュー)		5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般	5.6.1 一般
154	第十八条 経営責任者は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行わなければならない。	(第16条再掲) 3 第3項に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう（第18条において同じ。）。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、「安全性向上マネジメント会議運営要綱」に基づき、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。	(1) 社長は、組織の品質マネジメントシステムが、引き続き、適切かつ妥当であること及び実効性が維持されていることを評価するために、「マネジメントレビュー実施基本マニュアル」に基づき、年1回以上品質マネジメントシステムをレビューする。なお、必要に応じて随時実施する。 (2) このレビューでは、品質マネジメントシステムの改善の機会の評価、並びに品質方針及び品質目標を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。 (3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する（4.2.4参照）。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。	社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。	(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、「マネジメントレビュー要項」に基づき、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題並びに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。）で行う。
155	(マネジメントレビューに用いる情報)	第19条（マネジメントレビューに用いる情報）	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報
156	第十九条 原子力事業者等は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告しなければならない。		原子力部門は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	マネジメントレビューへのインプットには、次の情報を含める。	保安に関する組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。	品質マネジメントシステム管理責任者は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。
157	一 内部監査の結果		a) 内部監査の結果	(1) 内部監査の結果	(1) 内部監査の結果	a) 内部監査の結果	a) 内部監査の結果	(1) 内部監査の結果	a) 内部監査の結果
158	二 組織の外部の者の意見	1 第2号に規定する「組織の外部の者の意見」とは、外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。この場合において、外部	b) 原子力部門が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、	(2) 組織の外部の者の意見 これには、外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。	(2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見	b) 原子力安全の達成に関する外部の者の意見（外部評価を含む。）を受けた場合の結果、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。）	b) 保安に関する組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見	(2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果（外部監査を受けた場合に限る。）、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む、組織の外部の者の意見	b) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む。）の結果、組織の外部の者の意見

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
		監査とは、原子力事業者等が外部の組織又は者から監査、評価等を受けることをいう。	原子力部門の外部の者の意見				保安に関する組織の外部の者の意見		
159	三 プロセスの運用状況	2 第3号に規定する「プロセスの運用状況」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格 Q9001（以下「JIS Q9001」という。）の「プロセスのパフォーマンス並びに製品及びサービスの適合」の状況及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。	c) プロセスの運用状況（JIS Q9001の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）	(3) プロセスの運用状況	(3) プロセスの運用状況（JIS Q9001の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）	c) プロセスの運用状況	c) プロセスの運用状況	(3) プロセスの運用状況（JIS Q9001の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）	c) プロセスの運用状況（JIS Q9001の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」及び「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。）
160	四 使用前事業者検査、定期事業者検査及び使用前検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果	3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう（第48条において同じ。）。	d) 使用前事業者検査および定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果 ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力部門が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。	(4) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果	(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。	d) 使用前事業者検査及び自主検査等の結果	d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果 ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。（以下、本編において同じ。）	(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）ならびに自主検査等の結果 ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。	d) 使用前事業者検査及び定期事業者検査（以下「使用前事業者検査等」という。）並びに自主検査等の結果 ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。
161	五 品質目標の達成状況		e) 品質目標の達成状況	(5) 品質目標の達成状況	(5) 品質目標の達成状況	e) 品質目標の達成状況	e) 品質目標の達成状況	(5) 品質目標の達成状況	e) 品質目標の達成状況
162	六 健全な安全文化の育成及び維持の状況	4 第6号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持の状況」には、内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。	f) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）	(6) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）	(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）	f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）	f) 健全な安全文化の育成及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）	(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況（内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）	f) 健全な安全文化の育成、及び維持の状況（内部監査による安全文化の育成及び維持の取組状況に係る評価の結果並びに管理者による安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）
163	七 関係法令の遵守状況		g) 関係法令の遵守状況	(7) 関係法令の遵守状況	(7) 関係法令の遵守状況	g) 法令・規制要求事項の遵守状況	g) 関係法令の遵守状況	(7) 関係法令の遵守状況	g) 関係法令の遵守状況
164	八 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況	5 第8号に規定する「不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況」には、組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。	h) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）	(8) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（これには、組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）	(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）	h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）並びに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）	h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）	(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）	h) 不適合並びに是正処置及び未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）
165	九 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置		i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ	i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置	i) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置
166	十 品質マネジメントシ		j) 品質マネジメント	(10) 品質マネジメント	(10) 品質マネジメント	j) 品質マネジメントシ	j) 品質マネジメント	(10) 品質マネジメントシ	j) 品質マネジメント

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	システムに影響を及ぼすおそれのある変更		システムに影響を及ぼすおそれのある変更	システムに影響を及ぼすおそれのある変更	システムに影響を及ぼすおそれのある変更	システムに影響を及ぼすおそれのある変更	システムに影響を及ぼすおそれのある変更	システムに影響を及ぼすおそれのある変更	システムに影響を及ぼすおそれのある変更
167	十一 部門又は要員からの改善のための提案		k) 部門または要員からの改善のための提案	(1) 1) 各部門又は要員からの改善のための提案	(11) 部門または要員からの改善のための提案	k) 改善のための提案	k) 部門又は要員からの改善のための提案	(11) 部門または要員からの改善のための提案	k) 組織又は要員からの改善のための提案
168	十二 資源の妥当性		1) 資源の妥当性	(1) 2) 資源の妥当性	(12) 資源の妥当性	1) 資源の妥当性	1) 資源の妥当性	(12) 資源の妥当性	1) 資源の妥当性
169	十三 保安活動の改善のために講じた措置の実効性	6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。)	m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性	(1) 3) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性	(13) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性	m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内部及び外部の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性	m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性	(13) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性	m) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)の実効性
170	(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	第20条(マネジメントレビューの結果を受けて行う措置)	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置	5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置
171	第二十条 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定しなければならない。		(1) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。	(1) 保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。	(1) 社長は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。
172	一 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	1 第1号に規定する「実効性の維持に必要な改善」とは、改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。	a) 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される原子力部門の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	a. 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの実効性の維持に必要な改善	a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善	a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)	a) 品質マネジメントシステム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動をいう。)
173	二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善		b) 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b. 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b) 業務の計画及び実施に係る改善	b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善	b) 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
174	三 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源		c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源	c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源	c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のための資源の必要性	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源	c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源	c) 品質マネジメントシステムの実効性の維持及び継続的な改善のために必要な資源
175	四 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善	2 第4号に規定する「健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	d) 健全な安全文化の育成および維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	d. 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)	d) 健全な安全文化の育成及び維持に関する改善(安全文化についての弱点のある分野及び強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)
176	五 関係法令の遵守に関する改善		e) 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善	e) 法令・規制要求事項の遵守に関する改善	e) 関係法令の遵守に関する改善	e. 関係法令の遵守に関する改善	e) 関係法令の遵守に関する改善
177	2 原子力事業者等は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2) 原子力部門は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(5.6.1(3)に記載) マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4参照)。	(2) 保安に関する組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。
178	3 原子力事業者等は、第一項の決定をした事項について、必要な措置を講じなければならない。		(3) 原子力部門は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(5.6.3(1)に記載) マネジメントレビューからのアウトプットには、次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。	(3) 保安に関する組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。	(3) 組織は、(1)で決定した事項について、必要な措置を講じる。

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	電発 第4条(案)	東北 第3条(案)	東京 第3条(案)	北陸 第3条(案)	中国 第3条(案)	原電 第3条(案)
179	第四章 資源の管理	第4章 資源の管理	6. 資源の管理	6. 資源の管理	6. 資源の管理	6. 資源の運用管理	6. 資源の管理	6. 資源の管理	6. 資源の管理
180	(資源の確保)	第21条(資源の確保)	6. 1 資源の確保	6. 1 資源の確保	6.1 資源の確保	6.1 資源の提供	6.1 資源の確保	6. 1 資源の確保	6.1 資源の確保
181	第二十一条 原子力事業者等は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理しなければならない。	1 第21条に規定する「資源を明確に定め」とは、本規程の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(本規程第2条4に規定する組織の外部から調達する者を含む。)とを明確にし、それを定めていることをいう。	原子力部門は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を表3-2の6.1項、6.2項および7.1項に係る社内標準において明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、原子力部門の内部で保持すべき資源と原子力部門の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。))とを明確にし、それを定めていることをいう。	組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。))とを明確にし、それを定めていることをいう。、これを確保し、および管理する。	組織は、原子力安全を確保なものにするために必要な人的資源、インフラストラクチャ、作業環境及びその他必要な資源を明確にし、確保し、提供する。	保安に関する組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、及び管理する。	組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を4.2.1(3)の表の6.1項、6.2項および7.1項に係る文書において明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。))とを明確にし、それを定めていることをいう。、これを確保し、および管理する。	組織は、原子力の安全を確保なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め(本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源(組織の外部から調達する者を含む。))とを明確にし、それを定めていることをいう。、これを確保し、及び管理する。
182	一 要員		a) 要員	(1) 要員	(1) 要員		a) 要員	(1)要員	a) 要員
183	二 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	2 第2号に規定する「個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系」とは、JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。	b) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)	(2) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)	6.3 インフラストラクチャ 組織は、原子力安全の達成のために必要なインフラストラクチャを関連するマニュアル等にて明確にし、提供し、維持する。	b) 個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系	(2)個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)	b) 個別業務に必要な施設、設備、及びサービスの体系(JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。)
184	三 作業環境	3 第3号に規定する「作業環境」には、作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。	c) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	(3) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	6.4 作業環境 組織は、原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし、運営管理する。この作業環境は、作業場所の放射線量を基本とし、異物管理や火気管理等の作業安全に関する事項及び温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含める。	c) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	(3)作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)	c) 作業環境(作業場所の放射線量、温度、照度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。)
185	四 その他必要な資源		d) その他必要な資源	(4) その他必要な資源	(4) その他必要な資源	(6.1に記載) その他必要な資源	d) その他必要な資源	(4)その他必要な資源	d) その他必要な資源
186	(要員の力量の確保及び教育訓練)	第22条(要員の力量の確保及び教育訓練)	6. 2 要員の力量の確保および教育訓練	6. 2 要員の力量の確保及び教育訓練	6.2 要員の力量の確保および教育訓練	6.2 人的資源 6.2.1 一般	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練	6. 2 要員の力量の確保および教育訓練	6.2 要員の力量の確保及び教育訓練
187	第二十二条 原子力事業者等は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。が)が実証された者を要員に充てなければならない。	1 第1項に規定する「力量」には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。	(1) 原子力部門は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、原子力部門が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。が)が実証された者を要員に充てる。力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。	組織は、業務の実施に必要な技能及び経験を有し、力量のある者を要員に充てる。この力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含める。	(1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。	(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能及び経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識及び技能並びにそれを適用する能力(以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的及び組織的側面に関する知識を含む。)が実証された者を要員に充てる。
188	2 原子力事業者等は、		(2) 原子力部門は、要員	(2) 組織は、要員の力量	(2) 組織は、要員の力量	6.2.2 力量、教育・訓練及	(2) 保安に関する組織	(2) 組織は、要員の力量	(2) 組織は、要員の力量

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	電発 第4条(案)	東北 第3条(案)	東京 第3条(案)	北陸 第3条(案)	中国 第3条(案)	原電 第3条(案)
	要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行わなければならない。		の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-2の5.4項および6.2項に係る社内標準を確立し、次に掲げる業務を行う。	を確保するために、保安活動の重要度に応じて、「教育・訓練要領」及び「力量管理要領」に基づき、次に掲げる業務を行う。	を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-1に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」を確立し、次に掲げる業務を行う。	<b>び認識</b> <b>組織</b> は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次の事項を「教育及び訓練基本マニュアル」に従って実施する。	は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-2の6.2に係る <b>社内規定</b> を確立し、次に掲げる業務を行う。	を確保するために、保安活動の重要度に応じて、 <b>4.2.1(3)の表の5.4.1項</b> および <b>6.2項</b> に係る <b>文書</b> を確立し、次に掲げる業務を行う。	を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を「 <b>力量設定管理要領</b> 」に定め、実施する。
189	一 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。		a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a) 要員に <b>必要な</b> 力量を明確にする。	a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。	a) 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。
190	二 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。	2 第2項第2号に規定する「その他の措置」には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置を講ずること。 <b>その他の措置には、必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。</b>	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。	b) 要員の力量を確保するために、 <b>教育・訓練を行うか、又は他の処置(必要な力量を有する要員を新たに配属又は採用することを含む。)</b> をとる。	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。	b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。)を講ずること。	b) 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置(必要な力量を有する要員を新たに配属し、又は雇用することを含む。)を講ずること。
191	三 前号の措置の実効性を評価すること。		c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. b. の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c) 教育・訓練 <b>又は他の処置</b> の実効性を評価すること。	c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。	c) 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。
192	四 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。		d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が、自らの個別業務について次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d) 要員が、 <b>原子力安全に対する自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し、品質目標の達成及び品質マネジメントシステムの実効性の維持に向けて自らがどのように貢献できるかを認識すること</b> を確実にする。	d) 要員が、自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。	d) 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。
193	イ 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献		(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献	(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献
194	ロ 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献		(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献	(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献
195	ハ 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性		(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性	(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性
196	五 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。		e) 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量 <b>及び</b> 教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること(4.2.4参照)。	e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e) 力量、教育・訓練 <b>及び</b> 他の措置について <b>該当する記録を維持する(4.2.4参照)</b> 。	e) 要員の力量及び教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。	e) 要員の力量 <b>及び</b> 教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。
197	第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	第5章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定 <b>及び</b> 個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施	7. <b>業務</b> に関する計画の策定 <b>及び</b> 業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定 <b>及び</b> 個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施	7. 個別業務に関する計画の策定 <b>及び</b> 個別業務の実施
198	(個別業務に必要なプロセスの計画)	第23条(個別業務に必要なプロセスの計画)	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 <b>業務</b> の計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画
199	第二十三条 原子力事業者等は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、そのプロセスを確立しなければならない。	1 第1項に規定する「計画を策定する」には、第4条第2項第3号の事項を考慮して計画を策定することを含む。	(I) 原子力部門は、表3-1の4.2.3項および表3-2の7.1項に係る社内標準に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。	(I) <b>組織</b> は、個別業務に必要なプロセスについての計画として、 <b>別表1の7.1に関連する二次文書</b> を策定する(4.1(2)c)の <b>事項</b> を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。	(I) <b>組織</b> は、表3-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。	(I) <b>組織</b> は、保安活動に必要な業務のプロセスの計画を策定し、 <b>運転管理(緊急時の措置含む)、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、法令等の遵守、健全な安全文化の育成及び維持の各基本マニュアルに定める。また、各基本マニ</b>	(I) <b>保安に関する組織</b> は、表3-1の4.2.3及び表3-2の7.1に係る <b>社内規定</b> に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そ	(I) <b>組織</b> は、 <b>4.2.1(4)の表</b> の4.2.3項および <b>4.2.1(3)の表</b> の7.1項に係る <b>文書</b> に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)c)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、	(I) <b>組織</b> は、表3-1(3)の7.1に係る <b>二次文書</b> に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
			ロセスを確立する。		る。	アルに基づき、業務に必要なプロセスを計画し、構築する。この計画、策定においては、機器等の故障若しくは通常想定されない事象の発生又は業務が不適切に計画され、若しくは実行されたことにより起こり得る影響（4.1(2) c 参照）を考慮する。	のプロセスを確立する。	そのプロセスを確立する。	
200	2 原子力事業者等は、前項の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性を確保しなければならない。	2 第2項に規定する「個別業務等要求事項との整合性」には、業務計画を変更する場合の整合性を含む。	(2) 原子力部門は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。	(2) 業務の計画（計画を変更する場合を含む。）は、品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる（4.1(5)g 参照）。	(2) 保安に関する組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。	(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。
201	3 原子力事業者等は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にしなければならない。	3 第3項に規定する「個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更」には、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む。	(3) 原子力部門は、個別業務に関する計画（以下、「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下、本条において「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	(3) 組織は、プロセス及び組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセス及び組織の軽微な変更を含む。）を含む業務の計画の策定及び変更に関する事項について適切に明確化する。	(3) 保安に関する組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。	(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定又は変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。
202	一 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果	(第13条再掲) 2 第2項第1号に規定する「起こり得る結果」には、組織の活動として実施する次の事項を含む（第23条第3項第1号において同じ。）。	a) 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	a. 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果 起こり得る結果には、組織の活動として実施する当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価、並びに当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置を含む。	a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	a) 業務の計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（5.4.2(2)a. と同じ。）	a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）	a) 個別業務計画の策定又は変更の目的及び当該計画の策定又は変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）
203		・当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析及び評価							
204		・当該分析及び評価の結果に基づき講じた措置							
205	二 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項		b) 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項	b. 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項	b) 業務・原子炉施設に対する品質目標及び要求事項	b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項	b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項	b) 機器等又は個別業務に係る品質目標及び個別業務等要求事項
206	三 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源		c) 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源	c. 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源	c) 業務・原子炉施設に特有な、プロセス及び文書の確立の必要性、並びに資源の提供の必要性	c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源	c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源	c) 機器等又は個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書及び資源
207	四 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定		d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性	d) その業務・原子炉施設のための検証、妥当性確認、監視、測定、使用前事業者検査等及び自主検査等、並びにこれらの合否	d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性	d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性	d) 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認及び監視測定並びにこれらの個別業務等要求事項への適合性

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	するための基準（以下「合否判定基準」という。）		合性を判定するための基準（以下、「合否判定基準」という。）	を判定するための基準（以下、 <b>本条において「合否判定基準」という。</b> ）	合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）	判定基準	を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）	合性を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）	を判定するための基準（以下「合否判定基準」という。）
208	五 個別業務に必要なプロセス及び当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録		e) 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e. 個別業務に必要なプロセス <b>及び</b> 当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 <b>(4.2.4参照)</b>	e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e) <b>業務・原子炉施設のプロセス及びその結果が、要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録 (4.2.4参照)</b>	e) 個別業務に必要なプロセス <b>及び</b> 当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録 <b>D) 業務の実施に関する調達物品等の供給者との役割分担</b>	e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録	e) 個別業務に必要なプロセス <b>及び</b> 当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録
209	4 原子力事業者等は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとしなければならない。		(4) 原子力部門は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) <b>組織</b> は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) <b>組織</b> は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) <b>この業務の計画のアウトプットは、組織の運営方法に適したものとす。</b>	(4) <b>保安に関する組織</b> は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) <b>組織</b> は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。	(4) <b>組織</b> は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。
210			7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 <b>業務・原子炉施設に対する要求事項に関するプロセス</b>	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス	7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス
211	(個別業務等要求事項として明確にすべき事項)		7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 <b>業務・原子炉施設に対する要求事項の明確化</b>	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項	7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項
212	第二十四条 原子力事業者等は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定めなければならない。		原子力部門は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	<b>組織</b> は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	<b>組織</b> は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	<b>組織</b> は、次の事項を「業務の計画」(7.1参照)において明確にする。	<b>保安に関する組織</b> は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	<b>(1) 組織</b> は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。	<b>組織</b> は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。
213	一 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等又は個別業務に必要な要求事項		a) 原子力部門の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項	(1) <b>組織</b> の外部の者が明示してはいないものの、機器等 <b>又は</b> 個別業務に必要な要求事項	(1) <b>組織</b> の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項	a) 明示されていないが、 <b>業務・原子炉施設に不可欠な</b> 要求事項	a) <b>保安に関する組織</b> の外部の者が明示してはいないものの、機器等 <b>又は</b> 個別業務に必要な要求事項	a. <b>組織</b> の外部の者が明示してはいないものの、機器等 <b>又は</b> 個別業務に必要な要求事項	a) <b>組織</b> の外部の者が明示してはいないものの、機器等 <b>又は</b> 個別業務に必要な要求事項
214	二 関係法令		b) 関係法令	(2) 関係法令	(2) 関係法令	b) <b>業務・原子炉施設に適用される法令・規制要求事項</b>	b) 関係法令	b. 関係法令	b) 関係法令
215	三 前二号に掲げるもののほか、原子力事業者等が必要とする要求事項		c) a)および b)に掲げるもののほか、原子力部門が必要とする要求事項	(3) (1) <b>及び</b> (2) に掲げるもののほか、 <b>組織</b> が必要とする要求事項	(3) (1)および(2)に掲げるもののほか、 <b>組織</b> が必要とする要求事項	c) <b>組織</b> が必要と <b>判断する追加要求事項すべて</b>	c) a) <b>及び</b> b) に掲げるもののほか、 <b>保安に関する組織</b> が必要とする要求事項	c. a. <b>、</b> b. に掲げるもののほか、 <b>組織</b> が必要とする要求事項 <b>(2) 組織は、個別業務等要求事項を確実に業務の計画に反映させるため、電源事業本部部長（原子力管理）を主査とする「原子力部門戦略会議」において原子力の重要課題を統括し、業務運営の改善を図る計画を検討する。計画の策定にあたっては、規制動向および現状の保安活動における課題・問題点を把握し、その適切な処置について検討を行う。また、「原子力部門戦略会議」の運営方法を「原子力部門戦略会議運営手順書」に定める。</b> なお、電源事業本部部長（原子力管理）は、「原子力部門戦略会議」の	c) a) <b>及び</b> b) に掲げるもののほか、 <b>組織</b> が必要とする要求事項

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
								活動状況を電源事業本部長に報告する。電源事業本部長は、課題の重要性に応じ、社長へ報告し、社長からの指示を計画の検討に反映させるよう電源事業本部長（原子力管理）へ指示する。	
216	（個別業務等要求事項の審査）		7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 業務・原子炉施設に対する要求事項のレビュー	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査	7.2.2 個別業務等要求事項の審査
217	第二十五条 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施しなければならない。		(1) 原子力部門は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、「文書及び記録管理基本マニュアル」に基づき、業務・原子炉施設に対する要求事項をレビューする。このレビューは、その要求事項を適用する前に実施する。	(1) 保安に関する組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。	(1) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。
218	2 原子力事業者等は、前項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認しなければならない。		(2) 原子力部門は、個別業務等要求事項の審査に当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、(1)の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) レビューでは、次の事項を確実にする。	(2) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。	(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。
219	一 当該個別業務等要求事項が定められていること。		a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a) 業務・原子炉施設に対する要求事項が定められている。	a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。	a) 当該個別業務等要求事項が定められていること。
220	二 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。		b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b) 業務・原子炉施設に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には、それについて解決されている。	b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。	b) 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。
221	三 原子力事業者等が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。		c) 原子力部門が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c) 組織が、定められた要求事項を満たす能力をもっている。	c) 保安に関する組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。	c) 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。
222	3 原子力事業者等は、第一項の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) このレビューの結果の記録、及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参照)。	(3) 保安に関する組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録及び当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
223	4 原子力事業者等は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。		(4) 原子力部門は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(5) 業務・原子炉施設に対する要求事項が変更された場合には、組織は、関連する文書を改訂する。また、変更後の要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。  (4) 業務・原子炉施設に対する要求事項が書面で示されない場合には、組織はその要求事項を適用する前に確認する。	(4) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。	(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。
224	（組織の外部の者との情報の伝達等）	第26条（組織の外部の者との情報の伝達等）	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 外部とのコミュニケーション	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等
225	第二十六条 原子力事業	1 第26条に規定する	原子力部門は、原子力	組織は、組織の外部の	組織は、組織の外部の	組織は、原子力安全に関	保安に関する組織は、	組織は、組織の外部	組織は、組織の外部の

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	者等は、組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施しなければならない。	「組織の外部の者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法」には、次の事項を含む。	部門の外部の者からの情報の収集および原子力部門の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表3-2の7.2.3項に係る社内標準で明確に定め、これを実施する。	者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を「外部コミュニケーション要領」に定め、これを実施する。 この方法には、次の事項を含む。	者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表3-1に記載の「原子力QMS 外部コミュニケーション要領」で明確に定め、これを実施する。	して組織の外部の者とのコミュニケーションを図るため、以下の事項を含む実効性のある方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」にて明確にし、実施する。	保安に関する組織の外部の者からの情報の収集及び保安に関する組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表3-2の7.2.3に係る社内規定で明確に定め、これを実施する。	の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を4.2.1(3)の表の7.2.3項に係る文書で明確に定め、これを実施する。	者からの情報の収集及び組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を「外部コミュニケーション要項」に明確に定め、これを実施する。
226		・組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a) 原子力部門の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	(1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a) 保安に関する組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a. 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法	a) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法
227		・予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b) 予期せぬ事態における原子力部門の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	(2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b) 予期せぬ事態において組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b) 予期せぬ事態における保安に関する組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法	b) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法
228		・原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c) 原子力の安全に関連する必要な情報を原子力部門の外部の者に確実に提供する方法	(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	(3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c) 原子力安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c) 原子力の安全に関連する必要な情報を保安に関する組織の外部の者に確実に提供する方法	c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法	c) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法
229		・原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d) 原子力の安全に関連する原子力部門の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	(4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d) 原子力安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d) 原子力の安全に関連する保安に関する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法	d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法  (9) 組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子力安全情報検討会」において、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を作成するとともに、発電所が十分に実行可能で合理的な手順を確立する。また、「原子力安全情報検討会」の活動状況は、定期的に「原子力部門戦略会議」に報告する。なお、「原子力安全情報検討会」の運営方法を「原子力安全情報処理手順書」に定める。	d) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法
230			7.3 設計開発	7.3 設計開発	7.3 設計開発	7.3 設計・開発	7.3 設計開発	7.3 設計開発	7.3 設計開発
231			原子力部門は、表3-2の7.3項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。	組織は、「設計管理要領」に基づき、次の事項を実施する。	組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」を確立し、次の事項を実施する。	組織は、原子炉施設を対象として、「設計管理基本マニュアル」に基づき設計・開発の管理を実施する。	保安に関する組織は、表3-2の7.3に係る社内規定を確立し、次の事項を実施する。	組織は、4.2.1(3)の表の7.3項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。	組織は、次の事項を「設計管理要項」に定め、実施する。
232	(設計開発計画)	第27条（設計開発計画）	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計・開発の計画	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画	7.3.1 設計開発計画
233	第二十七条 原子力事業者等は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定すると	1 第1項に規定する「設計開発」には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要	(1) 原子力部門は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期	(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、本条において「設計開発計画」という。）を策定するとともに	(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象	(1) 組織は、原子炉施設の設計・開発の計画を策定し、管理する。この設計・開発は、設備、施設、ソフトウェアの設計・開発並びに原子力安全のために重要な手順書等の新	(1) 保安に関する組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、「設計開発計画」という。）を策定する（不	(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象	(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事象の

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	ともに、設計開発を管理しなければならぬ。	な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 2 第1項に規定する「設計開発（専ら原子力施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する」には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（第4条第2項第3号の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。	せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。	に、設計開発を管理する。設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。 また、設計開発計画の策定には、不適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。	の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。	規制定及び重要な変更を対象とする。また、計画には、不適合及び予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）を <b>含む。</b>	適合及び予期せぬ事象の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。	の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。	の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c)の事項を考慮して行うものを含む。）とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェア及び手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。
234	2 原子力事業者等は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 設計・開発の計画において、組織は次の事項を明確にする。	(2) 保安に関する組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。	(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。
235	一 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度		a) 設計開発の性質、期間および複雑さの程度	a. 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度	a) 設計・開発の性質、期間及び複雑さの程度	a) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度	a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度	a) 設計開発の性質、期間及び複雑さの程度
236	二 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制		b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制	b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制	b) 設計・開発の段階 c) 設計・開発の各段階に適したレビュー、検証及び妥当性確認並びに管理体制	b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制	b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制	b) 設計開発の各段階における適切な審査、検証及び妥当性確認の方法並びに管理体制
237	三 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限		c) 設計開発に係る部門および要員の責任および権限	c. 設計開発に係る各部門及び要員の責任及び権限	c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限	d) 設計・開発に関する責任（説明責任を含む。）及び権限	c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限	c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限	c) 設計開発に係る部門及び要員の責任及び権限
238	四 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源		d) 設計開発に必要な原子力部門の内部および外部の資源	d. 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源	e) 設計・開発に必要な組織の内部及び外部の資源	d) 設計開発に必要な保安に関する組織の内部及び外部の資源	d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源	d) 設計開発に必要な組織の内部及び外部の資源
239	3 原子力事業者等は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3) 組織は、実効的なコミュニケーション並びに責任及び権限の明確な割当てを確実にするために、設計・開発に関するグループ間のインタフェースを運営管理する。	(3) 保安に関する組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。	(3) 組織は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。
240	4 原子力事業者等は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更しなければならない。		(4) 原子力部門は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 組織は、(1)の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 設計・開発の進行に応じて、策定した計画を適切に変更する。	(4) 保安に関する組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。	(4) 組織は、(1)の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。
241	(設計開発に用いる情報)		7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計・開発へのインプット	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報	7.3.2 設計開発に用いる情報
242	第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。	(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットを明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。インプットには次の事項を含める。	(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。
243	一 機能及び性能に係る		a) 機能および性能に係る	a. 機能及び性能に係る	a. 機能および性能に係る	a) 機能及び性能に関する	a) 機能及び性能に係る	a. 機能および性能に係る	a) 機能及び性能に係る

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	電発 第4条(案)	東北 第3条(案)	東京 第3条(案)	北陸 第3条(案)	中国 第3条(案)	原電 第3条(案)
	要求事項		係る要求事項	る要求事項	係る要求事項	る要求事項	る要求事項	係る要求事項	る要求事項
244	二 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの		b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報	b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの	b) 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの
245	三 関係法令		c) 関係法令	c. 関係法令	c. 関係法令	c) 適用される法令・規制要求事項	c) 関係法令	c. 関係法令	c) 関係法令
246	四 その他設計開発に必要な要求事項		d) その他設計開発に必要な要求事項	d. その他設計開発に必要な要求事項	d. その他設計開発に必要な要求事項	d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	d) その他設計開発に必要な要求事項	d. その他設計開発に必要な要求事項	d) その他設計開発に必要な要求事項
247	2 原子力事業者等は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認しなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、承認する。	(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、承認する。	(2) 業務・原子炉施設の要求事項に関連するインプットについては、その適切性をレビューし承認する。要求事項は、漏れがなく、あいまい(曖昧)でなく、相反することがないようにする。	(2) 保安に関する組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。	(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。
248	(設計開発の結果に係る情報)	第29条(設計開発の結果に係る情報)	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報	7.3.3 設計開発の結果に係る情報
249	第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理しなければならない。	1 第1項に規定する「設計開発の結果に係る情報」とは、例えば、機器等の仕様又はソフトウェアをいう。	(1) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 設計・開発からのアウトプットは、設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形式とする。また、次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、承認する。	(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。	(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。
250	2 原子力事業者等は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認しなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。		(2) 保安に関する組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。	(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。
251	3 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 原子力部門は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。	(3) 保安に関する組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。
252	一 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること		a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること	a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること	a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること	a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。	a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること	a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること	a) 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること
253	二 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること		b) 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること	b. 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること	b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること	b) 調達、業務の実施及び原子炉施設の使用に対して適切な情報を提供する。	b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること	b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること	b) 調達、機器等の使用及び個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること
254	三 合否判定基準を含むものであること		c) 合否判定基準を含むものであること	c. 合否判定基準を含むものであること	c. 合否判定基準を含むものであること	c) 関係する使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準を含むか、又はそれを参照している。	c) 合否判定基準を含むものであること	c. 合否判定基準を含むものであること	c) 合否判定基準を含むものであること
255	四 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること		d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること	d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること	d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること	d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子炉施設の特性を明確にする。	d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること	d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること	d) 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること
256	(設計開発レビュー)		7.3.4 設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー	7.3.4 設計・開発のレビュー	7.3.4 設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー	7.3.4 設計開発レビュー
257	第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切		(1) 原子力部門は、設計開発の適切な段階にお	(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、	(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、	(1) 設計・開発の適切な段階において、次の事	(1) 保安に関する組織は、設計開発の適切な	(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、	(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施しなければならない。		いて、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下、「設計開発レビュー」という。）を実施する。	設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。	設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。	項を目的として、計画されたとおりに（7.3.1参照）体系的なレビューを行う。	段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。	設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。	設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。
258	一 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。		a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a) 設計・開発の結果が、要求事項を満たせるかどうかを評価する。	a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。	a) 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。
259	二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。		b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b) 問題を明確にし、必要な処置を提案する。	b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。	b) 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。
260	2 原子力事業者等は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家に参加させなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家に参加させる。	(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する各部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家に参加させる。	(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家に参加させる。	(2) レビューへの参加者には、レビューの対象となっている設計・開発段階に関連する部門を代表する者及び当該設計・開発に係る専門家を含める。このレビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。	(2) 保安に関する組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家に参加させる。	(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家に参加させる。	(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家に参加させる。
261	3 原子力事業者等は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。	(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) レビューの結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。	(3) 保安に関する組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録及び当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
262	(設計開発の検証)	第31条（設計開発の検証）	7.3.5 設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証	7.3.5 設計・開発の検証	7.3.5 設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証	7.3.5 設計開発の検証
263	第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。	1 第1項に規定する「設計開発計画に従って検証を実施しなければならない」には、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うこと含む。	(1) 原子力部門は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	(1) 設計・開発からのアウトプットが、設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たしていることを確実にするために、計画されたとおりに（7.3.1参照）、プロセスの次の段階に移行する前に検証を実施する。この検証の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する（4.2.4参照）。	(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。	(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。
264	2 原子力事業者等は、前項の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発の検証の結果の記録、および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、(1)の検証の結果の記録及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。	(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。		(2) 保安に関する組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録、及び当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
265	3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせてはならない。		(3) 原子力部門は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に(1)の検証をさせない。	(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(2) 設計・開発の検証は、原設計者以外の者又はグループが実施する。	(3) 保安に関する組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。	(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。
266	(設計開発の妥当性確認)	第32条（設計開発の妥当性確認）	7.3.6 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計・開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認	7.3.6 設計開発の妥当性確認
267	第三十二条 原子力事業者等は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計	1 第1項に規定する「当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない	(1) 原子力部門は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性	(1) 結果として得られる業務・原子炉施設が、指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満たし得ることを確実にするために、計画した	(1) 保安に関する組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性	(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	電発 第4条(案)	東北 第3条(案)	東京 第3条(案)	北陸 第3条(案)	中国 第3条(案)	原電 第3条(案)
	開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。	い)には、機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。	確認(以下、「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。	(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。	(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。	方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を実施する。この妥当性確認は、原子炉施設の設置後でなければ実施することができない場合は、当該原子炉施設の使用を開始する前に実施する。	の妥当性確認(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。	(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。	(以下「設計開発妥当性確認」という。)を実施する(機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む)。
268	2 原子力事業者等は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。		(2) 原子力部門は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2) 実行可能な場合には、業務の実施及び原子炉施設の使用の前に、妥当性確認を完了する。	(2) 保安に関する組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。	(2) 組織は、機器等の使用又は個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。
269	3 原子力事業者等は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(3) 保安に関する組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
270	(設計開発の変更の管理)		7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計・開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理	7.3.7 設計開発の変更の管理
271	第三十三条 原子力事業者等は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(1) 原子力部門は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 設計・開発の変更を明確にし、記録を維持する(4.2.4参照)。	(1) 保安に関する組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。	(1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。
272	2 原子力事業者等は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認しなければならない。		(2) 原子力部門は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 変更に対して、レビュー、検証及び妥当性確認を適切に行い、その変更を実施する前に承認する。	(2) 保安に関する組織は、設計開発の変更を行うに当たり、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。	(2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、審査、検証及び妥当性確認を行い、変更を承認する。
273	3 原子力事業者等は、前項の審査において、設計開発の変更が原子力施設に及ぼす影響の評価(当該原子力施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行わなければならない。		(3) 原子力部門は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3) 組織は、(2)の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該原子炉施設を構成する要素(材料又は部品)及び関連する原子炉施設に及ぼす影響の評価を含める。	(3) 保安に関する組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。	(3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を行う。
274	4 原子力事業者等は、第二項の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4) 原子力部門は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	(4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 変更のレビュー、検証及び妥当性確認の結果の記録、及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(4) 保安に関する組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録及びその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、(2)の審査、検証及び妥当性確認の結果の記録並びにその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
275			7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達	7.4 調達
276			原子力部門は、表3-2の7.4項に係る社内標準を確立し、次の事項を実施する。	組織は、「調達管理要領」及び「原子力関係資材業務管理要領」に基づき、次の事項を実施する。	組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 調達管理要領」を確立し、次の事項を実施する。	組織は、「調達管理基本マニュアル」及び「原子燃料調達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。	保安に関する組織は、表3-2の7.4に係る社内規定を確立し、次の事項を実施する。	組織は、4.2.1(3)の表の7.4項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。	組織は、次の事項を「調達管理要領」に定め、実施する。
277	(調達プロセス)	第34条(調達プロセス)	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス	7.4.1 調達プロセス

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
278	第三十四条 原子力事業者等は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようになければならない。	ス)	(1) 原子力部門は、調達する物品または役務（以下、「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下、「調達物品等要求事項」という。）に適合するようになる。	(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下、本条において「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下、本条において「調達物品等要求事項」という。）に適合するようになる。	(1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようになる。	(1) 組織は、規定された調達要求事項に、調達製品が適合することを確実にする。	(1) 保安に関する組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようになる。	(1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようになる。	(1) 組織は、調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようになる。
279	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならない。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない。	1 第2項に規定する「調達物品等に適用される管理の方法及び程度」には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。 2 第2項に規定する「管理の方法」とは、調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。 3 第2項に規定する「調達物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定めなければならない」には、例えば、次のように原子力事業者等が当該一般産業用工業品に関する技術的な評価を行うことをいう。 ・採用しようとする一般産業用工業品の技術情報を供給者等から入手し、原子力事業者等が当該一般産業用工業品の技術的な評価を行うこと。 ・一般産業用工業品を設置しようとする環境等の情報を供給者等に提供し、供給者等に当該一般産業用工業品の技術的な評価を行わせること。	(2) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を原子力部門の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2) 保安活動の重要度に応じて、供給者及び調達製品に対する管理の方法及び程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を明確に定めることを含む。）を定める。この場合、一般産業用工業品については、評価に必要な情報を供給者等から入手し、当該一般産業用工業品が原子炉施設として使用できることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。管理の方法及び程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。	(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。管理の方法及び程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法及び程度を定める。
280	3 原子力事業者等は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。		(3) 原子力部門は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 組織は、供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として、供給者を評価し、選定する。選定、評価及び再評価の基準を定める。	(3) 保安に関する組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。	(3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。
281	4 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の		(4) 原子力部門は、調達物品等の供給者の評価	(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選	(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および		(4) 保安に関する組織は、調達物品等の供給	(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および	(4) 組織は、調達物品等の供給者の評価及び選

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	評価及び選定に係る判定基準を定めなければならない。		および選定に係る判定基準を定める。	定に係る判定基準を定める。	選定に係る判定基準を定める。		者の評価及び選定に係る判定基準を定める。	選定に係る判定基準を定める。	定に係る判定基準を定める。
282	5 原子力事業者等は、第三項の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(5) 原子力部門は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 評価の結果の記録、及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	(5) 保安に関する組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	(5) 組織は、(3)の評価の結果の記録及び当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。
283	6 原子力事業者等は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定めなければならない。		(6) 原子力部門は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。))の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。))の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(5) 組織は、適切な調達の実施に必要な事項(調達製品の調達後における維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための方法及びそれらを他の原子炉設置者等と共有する場合に必要な措置に関する方法を含む。)を定める。	(6) 保安に関する組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。))の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。	(6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(原子力施設の保安に係るものに限る。))の取得及び当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)を定める。
284	(調達物品等要求事項)	第35条(調達物品等要求事項)	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項	7.4.2 調達物品等要求事項
285	第三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含めなければならない。		(1) 原子力部門は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1) 組織は、調達製品に関する要求事項を明確にし、次の事項のうち該当する事項を含める。	(1) 保安に関する組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。	(1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。
286	一 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項		a) 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項	a) 製品、業務の手順及びプロセス並びに設備の承認に関する要求事項	a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項	a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項	a) 調達物品等の供給者の業務のプロセス及び設備に係る要求事項
287	二 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項		b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b) 要員の力量に関する要求事項	b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項	b) 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項
288	三 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項		c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項	c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項	c) 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項
289	四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項	1 第1項第4号に規定する「不適合の報告」とは、偽造品又は模造品等の報告を含む。	d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品または模造品等の報告を含む。)および処理に係る要求事項	d. 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項	d. 調達物品等の不適合の報告(偽造品または模造品等の報告を含む。)および処理に係る要求事項	d) 不適合の報告(偽造品、不正品等の報告を含む。)及び処理に関する要求事項	d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項	d. 調達物品等の不適合の報告(偽造品または模造品等の報告を含む。)および処理に係る要求事項	d) 調達物品等の不適合の報告(偽造品又は模造品等の報告を含む。)及び処理に係る要求事項
290	五 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項		e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項	e) 健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項	e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項	e) 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、及び維持するために必要な要求事項
291	六 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項		f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f. 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項	f) 一般産業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求事項
292	七 その他調達物品等に必要な要求事項		g) その他調達物品等に必要な要求事項	g. その他調達物品等に必要な要求事項	g. その他調達物品等に必要な要求事項	g) その他調達製品に必要な要求事項	g) その他調達物品等に必要な要求事項	g. その他調達物品等に必要な要求事項	g) その他調達物品等に必要な要求事項
293	2 原子力事業者等は、調達物品等要求事項として、原子力事業者等が調達物品等の	2 第2項に規定する「その他の個別業務」とは、例えば、原子力事業者等が、	(2) 原子力部門は、調達物品等要求事項として、原子力部門が調達物品等の供給者の工場	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場において、使	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場において使用	(2) 組織は、供給者の工場等及び前事業者の検査等として、自主検査等又はその他の業務を行う	(2) 保安に関する組織は、調達物品等要求事項として、保安に関する組織が調達物品等の	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場において使用	(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場において使用

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含まなければならない。	プロセスの確認、検証及び妥当性確認のために供給者が行う活動への立会いや記録確認等を行うことをいう。	等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを調達要求事項に含める。	供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。  (3) 保安に関する組織は、7.1で策定された社内規定及びこれに基づき作成した作業手順書並びに調達物品等の供給者により作成された作業手順書（以下「作業手順書等」という。）に基づいて調達物品等の供給者が実施する業務に関して、次の要求事項を調達物品等に関する情報により明確にする。 a) 業務の実施に関する調達物品等の供給者との役割分担 b) 調達物品等の供給者が作業手順書を作成する場合には、保安に関する組織の社内規定及び調達物品等に関する情報に基づいて作成し、適切なものであることについて保安に関する組織の確認を受けること c) 保安に関する組織及び調達物品等の供給者が、それぞれの役割分担の下において、安全確保のための業務が確実に遂行できるよう、打ち合わせ等により役割分担を含め必要な情報を共有すること d) 適切なものであることが確認された作業手順書等に基づいて業務を実施すること	前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。	前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立入りに関することを含める。
294	3 原子力事業者等は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。		(3) 原子力部門は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、供給者に伝達する前に、規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。	(4) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。	(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。
295	4 原子力事業者等は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。		(4) 原子力部門は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達製品を受領する場合には、調達製品の供給者に対し、調達要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(5) 保安に関する組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。	(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
296	ない。 （調達物品等の検証）		7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達製品の検証	7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証	7.4.3 調達物品等の検証
297	第三十六条 原子力事業者等は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施しなければならない。		(1) 原子力部門は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達製品が、規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために、必要な検証方法を定めて、実施する。	(1) 保安に関する組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。  (2) 保安に関する組織は、7.4.2(3)の調達要求事項を満たしていることを調達物品等の供給者との打合せや検査、現場立会い、記録等により確認する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。	(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。
298	2 原子力事業者等は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定めなければならない。		(2) 原子力部門は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、供給者先で検証を実施することにした場合には、その検証の要領及び調達製品の供給者からの出荷の可否の決定の方法を調達要求事項の中で明確にする。	(3) 保安に関する組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。	(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。
299			7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の実施	7.5 個別業務の実施	7.5 業務の実施	7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理	7.5 個別業務の管理
300	（個別業務の管理）	第37条（個別業務の管理）	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理
301	第三十七条 原子力事業者等は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施しなければならない。		原子力部門は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	組織は、「業務の計画」（7.1参照）に基づき、管理された状態で業務を実施する。管理された状態には、次の事項のうち該当するものを含める。	(1) 保安に関する組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。	組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。
302	一 原子力施設の保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。	1 第1号に規定する「原子力施設の保安のために必要な情報」には、次の事項を含む。	a) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性、および、当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。	(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、及び当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。	(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。	a) 以下の事項を含む原子炉施設の保安のために必要な情報が利用できる。  i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性	a) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、および、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。	(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性、および、当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。	a) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性、および、当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果を含む。）が利用できる体制にあること。
303		・保安のために使用する機器等又は実施する個別業務の特性				i. 保安のために使用する機器等又は実施する業務の特性			
304		・当該機器等の使用又は個別業務の実施により達成すべき結果				ii. 当該機器等の使用又は業務の実施により達成すべき結果			
305	二 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。		b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b) 必要に応じて、作業手順が利用できる。	b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。	b) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。
306	三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。		c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c) 適切な設備を使用している。	c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。	c) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
307	四 監視測定のための設		d) 監視測定のための設	(4) 監視測定のための設	(4) 監視測定のための設	d) 監視機器及び測定機	d) 監視測定のための設	(4) 監視測定のための設	d) 監視測定のための設

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。		設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	器が利用でき、使用している。	設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。	設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
308	五 第四十七条の規定に基づき監視測定を実施していること。		e) 8.2.3項に基づき監視測定を実施していること。	(5) 8.2.3の規定に基づき監視測定を実施していること。	(5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e) 監視及び測定が実施されている。	e) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	(5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。	e) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。
309	六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。		f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f) プロセスの次の段階に進むことの承認が実施されている。	f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。  <b>(2) 保安に関する組織は、作業手順書等に基づく業務について、次の事項を実施する。</b> a) 作業開始前に、作業手順書等が適切なものであることを保安に関する組織が確実に確認する。 b) 関係する保安に関する組織及び調達物品等の供給者が、それぞれの役割分担の下において、安全確保のための業務が確実に遂行できるよう、打ち合わせ等により役割分担を含め必要な情報を共有する。 c) 適切なものであることが確認された作業手順書等に基づいて業務を実施する。	(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。	f) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。
310	(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	第38条(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 業務の実施に関するプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認
311	第三十八条 原子力事業者等は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。		(1) 原子力部門は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 業務の実施の過程で結果として生じるアウトプットが、それ以降の監視又は測定で検証することが不可能で、その結果、業務が実施された後でしか不適合その他の事象が顕在化しない場合には、組織は、その業務の該当するプロセスの妥当性確認を行う。	(1) 保安に関する組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。	(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。
312	2 原子力事業者等は、前項のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、同項の妥当性確認によって実証しなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 妥当性確認によって、これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	(2) 保安に関する組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。	(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。
313	3 原子力事業者等は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照)。	(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 妥当性確認の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。	(3) 保安に関する組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。
314	4 原子力事業者等は、		(4) 原子力部門は、(1)の	(4) 組織は、(1)の妥	(4) 組織は、(1)の妥当性	(4) 組織は、これらのプ	(4) 保安に関する組織	(4) 組織は、(1)の妥当性	(4) 組織は、(1)の妥当性

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	電発 第4条(案)	東北 第3条(案)	東京 第3条(案)	北陸 第3条(案)	中国 第3条(案)	原電 第3条(案)
	第一項の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にしなければならない。		妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	プロセスについて、次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。	は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。	確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。
315	一 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準		a) 当該プロセスの審査および承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準	a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準	a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準	a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準	a) 当該プロセスの審査及び承認のための判定基準
316	二 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法		b) 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法	b) 設備の承認及び要員の力量の確認	b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法	b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法	b) 妥当性確認に用いる設備の承認及び要員の力量を確認する方法
317	三 妥当性確認の方法	1 第4項第3号に規定する「妥当性確認」には、対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。	c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法	c. 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法	c. 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法	c) 所定の方法及び手順の適用 d) 妥当性の再確認(対象となるプロセスを変更した場合の再確認及び一定期間経過した後に行う定期的な再確認を含む。)	c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法	c. 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法	c) 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認及び一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法
318	(識別管理)	第39条(識別管理)	7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理	7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保	7.5.3 識別及びトレーサビリティ	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保	7.5.3 識別管理及びトレーサビリティの確保
319	第三十九条 原子力事業者等は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理しなければならない。	1 第39条に規定する「機器等及び個別業務の状態を識別」とは、不注意による誤操作、検査の設定条件の不備又は実施漏れ等を防ぐために、例えば、札の貼付けや個別業務の管理等により機器等及び個別業務の状態を区別することをいう。	(1) 原子力部門は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。	組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において適切な手段で業務・原子炉施設を識別し管理する。 (2) 組織は、業務の計画及び実施の全過程において、監視及び測定の要求事項に関連して、業務・原子炉施設の状態を識別し管理する。	(1) 保安に関する組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。	(1) 組織は、個別業務計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等及び個別業務の状態を識別し、管理する。
320	(トレーサビリティの確保)			7.5.4 トレーサビリティの確保					
321	第四十条 原子力事業者等は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。		(2) 原子力部門は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する(4.2.4参照)。	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(3) トレーサビリティが要求事項となっている場合には、組織は、業務・原子炉施設について一意の識別を管理し、記録を維持する(4.2.4参照)。	(2) 保安に関する組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。	(2) 組織は、トレーサビリティ(機器等の使用又は個別業務の実施に係る履歴、適用又は所在を追跡できる状態をいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等又は個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。
322	(組織の外部の者の物品)	第41条(組織の外部の者の物品)	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.5 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の所有物	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品	7.5.4 組織の外部の者の物品
323	第四十一条 原子力事業者等は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第41条に規定する「組織の外部の者の物品」とは、JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。	原子力部門は、原子力部門の外部の者の物品(JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。)を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する(4.2.4参照)。	組織は、組織の外部の者の物品(JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。)を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	組織は、組織の外部の者の所有物について、それが組織の管理下にある間、注意を払い、必要に応じて記録を維持する(4.2.4参照)。	保安に関する組織は、保安に関する組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	組織は、組織の外部の者の物品(JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。)を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。	組織は、組織の外部の者の物品(JIS Q9001の「顧客又は外部提供者の所有物」をいう。)を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。
324	(調達物品の管理)		7.5.5 調達物品の管理	7.5.6 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達製品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理	7.5.5 調達物品の管理
325	第四十二条 原子力事業		(1) 原子力部門は、調達	組織は、調達した物品	組織は、調達した物品	組織は、関連するマニ	(1) 保安に関する組織	(1) 組織は、調達した物	組織は、調達した物品

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	者等は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱、包装、保管及び保護を含む。）しなければならない。		した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱、包装、保管および保護を含む。）する。	が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱、包装、保管及び保護を含む。）する。	が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱、包装、保管および保護を含む。）する。	マニュアル等に基づき、調達製品の検証後、受入から据付（使用）までの間、要求事項への適合を維持するように調達製品を管理する。この管理には、識別、取扱、包装、保管及び保護を含める。また、取替品、予備品にも適用する。	は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱、包装、保管及び保護を含む。）する。	品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱、包装、保管および保護を含む。）する。	が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱、包装、保管及び保護を含む。）する。
326			(2) 原子力部門は、調達物品の管理に係る事項について、表3-2の7.5.5項に係る社内標準を確立する。				(2) 保安に関する組織は、調達物品の管理に係る事項について、表3-2の7.4及び7.5に係る社内規定を確立する。	(2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4.2.1(3)の表の7.5.5項に係る文書を確立する。	
327	(監視測定のための設備の管理)	第4.3条（監視測定のための設備の管理）	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視機器及び測定機器の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理	7.6 監視測定のための設備の管理
328	第四十三条 原子力事業者等は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定めなければならない。		(1) 原子力部門は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を、表3-2の7.1項、7.6項、および8.2.4項に係る社内標準において明確に定める。	(1) 組織は、「施設管理要領」に基づき、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を明確に定める。	(1) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性を実証するために、組織は、実施すべき監視及び測定並びに、そのために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。	(1) 保安に関する組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を、表3-2の7.1、7.6及び8.2.4に係る社内規定において明確に定める。	(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を、4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書において明確に定める。	(1) 組織は、機器等又は個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確に定める。
329	2 原子力事業者等は、前項の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、表3-2の7.1項に係る社内標準において確立し、実施する。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。	(2) 組織は、監視及び測定要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを確実にするプロセスを確立し、関連するマニュアル等に定める。	(2) 保安に関する組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、表3-2の7.1、7.6及び8.2.4に係る社内規定において確立し、実施する。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法を、4.2.1(3)の表の7.1項に係る文書において確立し、実施する。	(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。
330	3 原子力事業者等は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとしなければならない。		(3) 原子力部門は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には、測定機器に関し、「施設管理基本マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。	(3) 保安に関する組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。	(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。
331	一 あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。	1 第3項第1号に規定する「あらかじめ定められた間隔」とは、第2.3条第1項の規定に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。	a) あらかじめ定められた間隔（7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。	a. あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること（4.2.4参照）。	a. あらかじめ定められた間隔で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合においては、校正または検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。	a) 定められた間隔又は使用前に、国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若しくは検証、又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には、校正又は検証に用いた基準を記録する（4.2.4参照）。	a) あらかじめ定められた間隔で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。	a. あらかじめ定められた間隔（7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。	a) あらかじめ定められた間隔（7.1(1)に基づき定めた計画に基づく間隔をいう。）で、又は使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録する方法）により校正又は検証がなされていること。
332	二 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。		b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b) 校正の状態を明確にするために識別を行う。	b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。	b) 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。
333	三 所要の調整がなされていること。		c) 所要の調整がなされていること。	c. 所要の調整がなされていること。	c. 所要の調整がなされていること。	c) 機器の調整をする、又は必要に応じて再調整する。	c) 所要の調整がなされていること。	c. 所要の調整がなされていること。	c) 所要の調整がなされていること。
334	四 監視測定の結果を無		d) 監視測定の結果を	d. 監視測定の結果を	d. 監視測定の結果を	d) 測定した結果が無効	d) 監視測定の結果を	d. 監視測定の結果を	d) 監視測定の結果を

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	効とする操作から保護されていること。		無効とする操作から保護されていること。	無効とする操作から保護されていること。	無効とする操作から保護されていること。	無効とする操作から保護されていること。	無効とする操作から保護されていること。	無効とする操作から保護されていること。	無効とする操作から保護されていること。
335	五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。		e) 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。	e. 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。	e) 取扱い、保守及び保管において、損傷及び劣化しないように保護する。	e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。	e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。	e) 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。
336	4 原子力事業者等は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。		(4) 原子力部門は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。(4. 2. 4参照)。	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。(4. 2. 4参照)。	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4) 測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には、組織は、その測定機器でそれまでに測定した結果の妥当性を評価し、記録する(4. 2. 4参照)。組織は、その機器、及び影響を受けた業務・原子炉施設すべてに対して、適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4. 2. 4参照)。	(4) 保安に関する組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。	(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合には、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。
337	5 原子力事業者等は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び同項の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務について、適切な措置を講じなければならない。		(5) 原子力部門は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務については、適切な措置を講じる。	(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務については、適切な措置を講じる。	(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務については、適切な措置を講じる。	(5) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にソフトウェアを使う場合には、そのソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は、最初に使用するのに先立って実施する。また、必要に応じて再確認する。	(5) 保安に関する組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務については、適切な措置を講じる。	(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務については、適切な措置を講じる。	(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備及び(4)の不適合により影響を受けた機器等又は個別業務については、適切な措置を講じる。
338	6 原子力事業者等は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。		(6) 原子力部門は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する(4. 2. 4参照)。	(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。		(6) 保安に関する組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。	(6) 組織は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理する。
339	7 原子力事業者等は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認しなければならない。		(7) 原子力部門は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。		(7) 保安に関する組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。	(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。
340	第六章 評価及び改善	第6章 評価及び改善	8. 評価および改善	8. 評価及び改善	8. 評価および改善	8. 評価及び改善	8. 評価及び改善	8. 評価および改善	8. 評価及び改善
341	(監視測定、分析、評価及び改善)	第44条(監視測定、分析、評価及び改善)	8. 1 監視測定、分析、評価および改善	8. 1 監視測定、分析、評価及び改善	8. 1 監視測定、分析、評価および改善	8. 1 監視及び測定、分析、評価及び改善	8. 1 監視測定、分析、評価及び改善	8. 1 監視測定、分析、評価および改善	8. 1 監視測定、分析、評価及び改善
342	第四十四条 原子力事業者等は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセスを計画し、実施しなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス」には、取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。	(1) 原子力部門は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、原子力部門が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関する各部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。	(1) 組織は、次の事項のために必要となる監視、測定、分析、評価及び改善のプロセスを計画し、実施する。 a) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合を実証する。 b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。 c) 品質マネジメントシステムのパフォーマンス及び実効性を継続的に改善する。 このプロセスには、取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含める。	(1) 保安に関する組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。	(1) 組織は、監視測定、分析、評価及び改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関する組織の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	電発 第4条(案)	東北 第3条(案)	東京 第3条(案)	北陸 第3条(案)	中国 第3条(案)	原電 第3条(案)
						(2) これには、統計的手法を含め、適用可能な方法、及びその使用の程度を決定することを定める。			
343	2 原子力事業者等は、要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない。	2 第2項に規定する「要員が前項の監視測定の結果を利用できるようにしなければならない」とは、要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。	(2) 原子力部門は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう)。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう)。	(3) 監視及び測定の結果は、要員が容易に取得し、利用できるようにする。	(2) 保安に関する組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう)。	(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう)。
344			8. 2 監視および測定	8. 2 監視測定	8.2 監視および測定	8.2 監視及び測定	8.2 監視及び測定	8. 2 監視および測定	8.2 監視及び測定
345	(組織の外部の者の意見)	第45条(組織の外部の者の意見)	8. 2. 1 組織の外部の者の意見	8. 2. 1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見	8. 2. 1 組織の外部の者の意見	8.2.1 組織の外部の者の意見
346	第四十五条 原子力事業者等は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握しなければならない。	1 第1項に規定する「組織の外部の者の意見を把握」には、例えば、外部監査結果の把握、地元自治体及び地元住民の保安活動に関する意見の把握並びに原子力規制委員会の指摘等の把握がある。	(1) 原子力部門は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	組織は、品質マネジメントシステムの監視及び測定の一環として、原子力安全を達成しているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を把握する。この情報の入手及び使用の方法を「外部コミュニケーション基本マニュアル」及び「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に定める。	(1) 保安に関する組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。	(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
347	2 原子力事業者等は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確に定めなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表3-2の8. 2. 1項に係る社内標準に定める。	(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を「外部コミュニケーション要領」、「設計管理要領」、「検査・試験管理要領」、「データ分析要領」及び「自己アセスメント要領」に定める。	(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表3-1に記載の「原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領」に定める。		(2) 保安に関する組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を表3-2の8.2.1に係る社内規定に定める。	(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を4. 2. 1(3)の表の8. 2. 1項に係る文書に定める。	(2) 組織は、(1)の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を「外部コミュニケーション要項」に定め、実施する。
348	(内部監査)	第46条(内部監査)	8. 2. 2 内部監査	8. 2. 2 内部監査	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8.2.2 内部監査	8. 2. 2 内部監査	8.2.2 内部監査
349	第四十六条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施しなければならない。	1 第1項に規定する「客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施」するに当たり、重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置が要求されていない原子力施設においては、内部監査の対象に關与していない要員に実施させることができる。	(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1) 組織のうち客観的な評価を行う部門は、品質マネジメントシステムの次の事項が満たされているか否かを明確にするために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で「原子力品質監査基本マニュアル」に基づき内部監査を実施する。	(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。	(1) 監査部門は、客観的な評価を行う部門として、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で内部監査を実施する。
350	一 この規則の規定に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項		a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a) 品質マネジメントシステムが、本品質マネジメントシステム計画の要求事項に適合しているか、及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。	a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項	a) 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
351	二 実効性のある実施及び実効性の維持		b) 実効性のある実施および実効性の維持	b. 実効性のある実施及び実効性の維持	b. 実効性のある実施および実効性の維持	b) 品質マネジメントシステムが実効的に実施され、維持されているか。	b) 実効性のある実施及び実効性の維持	b. 実効性のある実施および実効性の維持	b) 実効性のある実施及び実効性の維持
352	2 原子力事業者等は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定めなければならない。		(2) 原子力部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(3) 監査の基準、範囲、頻度、方法及び責任を規定する。	(2) 保安に関する組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。	(2) 監査部門は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法及び責任を定める。

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
353	3 原子力事業者等は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持しなければならない。		(3) 原子力部門は、内部監査の対象となり得る各部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下、「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下、「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 組織は、内部監査の対象となり得る各部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下、「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下、「本条において」「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(2) 組織は、監査の対象となる部門、業務、プロセス及び領域の状態及び重要性、並びにこれまでの監査結果を考慮して監査プログラムを策定し、実施するとともに、監査の実効性を維持する。	(3) 保安に関する組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。	(3) 監査部門は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、及び実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
354	4 原子力事業者等は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。		(4) 原子力部門は、内部監査を行う要員（以下、「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下、「本条において」「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。	(4) 保安に関する組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。	(4) 監査部門は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保する。
355	5 原子力事業者等は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせてはならない。		(5) 原子力部門は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監査員又は監査に関わる管理者（社長を除く。）は、自らの業務又は自らの管理下にある業務を監査しない。	(5) 保安に関する組織は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。	(5) 監査部門は、内部監査員又は管理者に自らの個別業務又は管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
356	6 原子力事業者等は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限並びに内部監査に係る要求事項を手順書等に定めなければならない。	2 第6項に規定する「権限」には、必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を経営責任者に直接報告する権限を含む。	(6) 原子力部門は、内部監査実施計画の策定および実施並びに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに内部監査に係る要求事項を、表3-1の8.2.2項に係る社内標準に定める。	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含む。）並びに内部監査に係る要求事項を「原子力監査実施要項」に定める（4.2.4参照）。	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を表3-1に記載の「原子力QMS 内部監査要領」に定める。	(6) 監査の計画及び実施、結果の報告並びに記録の作成及び管理について、責任及び権限並びに要求事項を「原子力品質監査基本マニュアル」に定める。この責任及び権限には、必要に応じて監査員又は監査を実施した部門が社長に直接報告する権限を含める。  (7) 監査及びその結果の記録を維持する（4.2.4参照）。	(6) 保安に関する組織は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告並びに記録の作成及び管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、表3-1の8.2.2に係る社内規定に定める。	(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、4.2.1(4)の係る文書に定める。	(6) 監査部門は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに記録の作成及び管理について、その責任及び権限（必要に応じ、内部監査員又は内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）並びに内部監査に係る要求事項を「内部監査要項」に定め、実施する。
357	7 原子力事業者等は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知しなければならない。		(7) 原子力部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(8) 監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に監査結果を通知する。	(7) 保安に関する組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。	(7) 監査部門は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
358	8 原子力事業者等は、不適合が発見された場合には、前項の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。		(8) 原子力部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(9) 監査された領域に責任をもつ管理者は、検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく、必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。組織は、フォローアップとして、とられた処置の検証及び検証結果を報告させる。	(8) 保安に関する組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。	(8) 監査部門は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置及び是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	い。					報告させる（8.5.2参照）。			
359	（プロセスの監視測定）	第47条（プロセスの監視測定）	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視及び測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定	8.2.3 プロセスの監視測定
360	第四十七条 原子力事業者等は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行わなければならない。	1 第1項に規定する「監視測定」の対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。 2 第1項に規定する「監視測定」の方法には、次の事項を含む。	(1) 原子力部門は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。監視測定の方法には次の事項を含む。	(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、「プロセスの監視及び測定要領」及び「業務計画・評価要領」に基づき、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。監視測定の方法には、次の事項を含む。	(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。監視測定の方法には次の事項を含む。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムのプロセスの監視及び適用可能な場合に行う測定には、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切な方法を適用する。監視及び測定の対象には、業務・原子炉施設に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含める。また、監視及び測定の方法には、次の事項を含める。	(1) 保安に関する組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。監視測定の方法には次の事項を含む。	(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。監視測定の方法には次の事項を含む。	(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等及び保安活動に係る不適合についての弱点のある分野及び強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。監視測定の方法には次の事項を含む。
361		・監視測定の実施時期	a) 監視測定の実施時期	a. 監視測定の実施時期	a. 監視測定の実施時期	a) 監視及び測定の実施時期	a) 監視測定の実施時期	a. 監視測定の実施時期	a) 監視測定の実施時期
362		・監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	b) 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期	b. 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期	b) 監視及び測定の結果の分析及び評価の方法並びにその時期	b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期	b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期	b) 監視測定の結果の分析及び評価の方法並びに時期
363	2 原子力事業者等は、前項の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 監視及び測定の実施に際しては、保安活動の重要度に応じて、PIを用いる（4.1(5)c)参照）。	(2) 保安に関する組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。	(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。
364	3 原子力事業者等は、第一項の方法により、プロセスが第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。		(3) 原子力部門は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) これらの方法は、プロセスが品質マネジメントシステムの計画（5.4.2(1)参照）及び業務の計画（7.1(1)参照）で定めた結果を得ることができることを実証するものとする。	(3) 保安に関する組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。	(3) 組織は(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。
365	4 原子力事業者等は、第一項の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じなければならない。		(4) 原子力部門は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、監視及び測定の結果に基づき、業務の改善のために、必要な措置をとる。	(4) 保安に関する組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。	(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。
366	5 原子力事業者等は、第十三条第一項及び第二十三条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じなければならない。		(5) 原子力部門は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 計画どおりの結果が達成できない又はできないおそれがある場合には、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切に修正及び是正処置をとる。	(5) 保安に関する組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。	(5) 組織は、5.4.2(1)及び7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合又は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。
367	（機器等の検査等）	第48条（機器等の検査等）	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等	8.2.4 機器等の検査等

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
368	第四十八条 原子力事業者等は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施しなければならない。	(第19条再掲) 3 第4号に規定する「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力事業者等が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう（第48条において同じ。）。	(1) 原子力部門は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、原子力部門が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、「検査・試験管理要領」に基づき、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、プロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。	(1) 組織は、原子炉施設の要求事項が満たされていることを検証するために、「使用前事業者検査等及び自主検査等基本マニュアル」及び「運転管理基本マニュアル」に基づき、業務の計画（7.1参照）に従って、適切な段階で使用前事業者検査等及び自主検査等を実施する。	(1) 保安に関する組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、プロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。	(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、「試験・検査管理要項」を定め、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等又は自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験及びこれらに付随するものをいう。
369	2 原子力事業者等は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。	1 第2項に規定する「使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録」には、必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。	(2) 原子力部門は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。	(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。	(2) 使用前事業者検査等及び自主検査等の合否判定基準への適合の証拠（必要に応じ、使用した試験体、測定機器等に関する記録を含める。）を維持する（4.2.4参照）。	(2) 保安に関する組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。	(2) 組織は、使用前事業者検査等又は自主検査等の結果に係る記録（必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。
370	3 原子力事業者等は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理しなければならない。		(3) 原子力部門は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する（4.2.4参照）。	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3) プロセスの次の段階に進むことを承認した人を記録する（4.2.4参照）。	(3) 保安に関する組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。	(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。
371	4 原子力事業者等は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。		(4) 原子力部門は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4) 業務の計画（7.1参照）で決めた使用前事業者検査等及び自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により承認したときは、この限りではない。	(4) 保安に関する組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。	(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等又は自主検査等を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。
372	5 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保しなければならない。	2 第5項に規定する「使用前事業者検査等」は、使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、使用前事業者検査	(5) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(5) 保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等及び自主検査等の独立性を確保する。この場合、対象となる原子炉施設を所管する部門とは異なる部門に属する要員とすることその他の方法により、中立性及び信頼性が損なわれないようにする（自主検査等においては必要に応じるものとする。）。	(5) 保安に関する組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。	(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象とする機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること）その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
		<p>いては、当該使用前事業者検査等の対象となる機器等の工事（補修、取替え、改造等）又は点検に関与していない要員に使用前事業者検査等を実施させることができる。</p> <p>3 第5項に規定する「部門を異にする要員とすること」とは、使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、原子力施設の保安規定に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。</p> <p>4 第5項に規定する「使用前事業者検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと」とは、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。</p>	<p>等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</p>		<p>立性および信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</p>			<p>立性および信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）を確保する。</p>	<p>立性<b>及び</b>信頼性が損なわれないこと（使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに<b>当たり</b>、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</p>
373	6 前項の規定は、自主検査等について準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替えるものとする。		(6) 原子力部門は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。	(6) <b>組織は、自主検査等を行う場合は、(5)の規定を準用する。この場合において、「部門を異にする要員」とあるのは「必要に応じて部門を異にする要員」と読み替える。</b>	(6) <b>組織</b> は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。		(6) <b>保安に関する組織</b> は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに <b>当たり</b> 、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。	(6) <b>組織</b> は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに <b>当たり</b> 、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。	(6) <b>組織</b> は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の中立性及び信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要な力量を持ち、適正な判定を行うに <b>当たり</b> 、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。
374	(不適合の管理)	第49条(不適合の管理)	8. 3 不適合の管理	8. 3 不適合の管理	8.3 不適合の管理	8.3 <b>不適合管理</b>	8.3 不適合の管理	8. 3 不適合の管理	8.3 不適合の管理

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
375	第四十九条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない。	1 第1項に規定する「当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理しなければならない」とは、不適合が確認された機器等又は個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう。	(1) 原子力部門は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう）。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう）。	(1) 組織は、業務・原子炉施設に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために、それらを識別し、管理することを確実にする。	(1) 保安に関する組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう）。	(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、又は個別業務が実施されることがないよう、当該機器等又は個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合が全て管理されていることをいう）。
376	2 原子力事業者等は、不適合の処理に係る管理並びにそれに関連する責任及び権限を手順書等に定めなければならない。	2 第2項に規定する「不適合の処理に係る管理」には、不適合に関連する管理者に報告することを含む。	(2) 原子力部門は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を、表3-1の8.3項に係る社内標準に定める。	(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理要領」に定める。	(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。	(2) 不適合の処理に関する管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。	(2) 保安に関する組織は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を、表3-1の8.3に係る社内規定に定める。	(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を、4.2.1(4)の表の8.3項に係る文書に定める。  (3) 発電所長は、不適合管理を適切に実施するため、不適合と思われる情報の収集および不適合管理グレードの決定等を次のとおり実施させる。 a. 発電所の要員は、不適合と思われる事象が発生した場合、その情報を課長（品質保証）に提出する。 b. 課長（品質保証）は、不適合と思われる情報を収集・整理し、「不適合判定検討会」へインプットする。 c. 品質保証部長は、「不適合判定検討会」の主査として、不適合と思われる情報について、不適合管理グレードの決定および処置方法の検討を実施する。	(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）並びにそれに関連する責任及び権限を、「是正処置プログラム管理要領」に定め、実施する。
377	3 原子力事業者等は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。		(3) 原子力部門は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 該当する場合には、組織は、次の一つ又はそれ以上の方法で、不適合を処理する。	(3) 保安に関する組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(4) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。	(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
378	一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。		a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。	a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。	a) 発見された不適合を除去するための措置を講ずること
379	二 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。		b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。	b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。	b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。	b) 当該の権限をもつ者が、原子力安全に及ぼす影響を評価した上で、特別採用によって、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行う。	b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。	b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。	b) 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用又は個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。
380	三 機器等の使用又は個		c) 機器等の使用また	c. 機器等の使用又は	c. 機器等の使用また	c) 本来の意図された使	c) 機器等の使用又は	c. 機器等の使用また	c) 機器等の使用又は

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。		は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	用又は適用ができないような処置（廃棄を含む。）をとる。	個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	は個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。	個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
381	四 機器等の使用又は個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。		d) 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d. 機器等の使用又はは個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な処置をとる。	d) 機器等の使用又はは個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。	d) 機器等の使用又はは個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響又は起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
382	4 原子力事業者等は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。		(4) 原子力部門は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する（4. 2. 4参照）。	(4) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。	(5) 不適合の性質の記録、及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する（4.2.4参照）。	(4) 保安に関する組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。	(6) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。	(4) 組織は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。
383	5 原子力事業者等は、第三項第一号の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行わなければならない。		(5) 原子力部門は、(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5) 組織は、(3) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(4) 不適合に修正を施した場合には、要求事項への適合を実証するための検証を行う。	(5) 保安に関する組織は、(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(6) 組織は、(3) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。	(5) 組織は、(3)a)の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。
384			(6) 原子力部門は、原子炉施設の保安の向上に役立させる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から不適合について「改善措置活動（CAP）実施要領」に定める公開基準に従い、ニューシアへ登録し、公開する。	(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立させる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、「トラブル等の報告マニュアル」に定める公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6) 保安に関する組織は、原子炉施設の保安の向上に役立させる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(7) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立させる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。	(6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開の基準を定めた「是正処置プログラム管理要項」に従って、不適合の内容をニューシアへ登録することを含め、情報の公開を行う。
385	(データの分析及び評価)	第50条（データの分析及び評価）	8. 4 データの分析及び評価	8. 4 データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価	8. 4 データの分析及び評価	8.4 データの分析及び評価
386	第五十条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。	1 第1項に規定する「品質マネジメントシステムの実効性の改善」には、品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。	(1) 原子力部門は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善の必要性を評価するために、「データ分析要領」及び「自己アセスメント要領」に基づき、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、表3-1に記載の「原子力QMS データの分析要領」において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムの実効性及び実効性を実証するため、また、品質マネジメントシステムの実効性の継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、「セルフアセスメント実施基本マニュアル」に基づき、適切なデータを明確にし、それらのデータを収集し、分析する。この中には、監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデータを含める。	(1) 保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、表3-2の8.4に係る社内規定において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために「データ分析要項」を定め、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。	(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、及び当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために「データ分析要項」を定め、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析する。
387	2 原子力事業者等は、前項のデータの分析及び		(2) 原子力部門は、(1)のデータの分析及びこれに	(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに	(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに	(2) データの分析及びこれに基づく評価によ	(2) 保安に関する組織は、(1)のデータの分	(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに	(2) 組織は、(1)のデータの分析及びこれに基づ

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。		れに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	て、次の事項に関連する情報を提供する。	析及びこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。	く評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。
388	一 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見		a) 原子力部門の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見	a. 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見	a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめの傾向及び特徴その他分析により得られる知見（8.2.1参照）	a) 保安に関する組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見	a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見	a) 組織の外部の者からの意見の傾向及び特徴その他分析により得られる知見
389	二 個別業務等要求事項への適合性		b) 個別業務等要求事項への適合性	b. 個別業務等要求事項への適合性	b. 個別業務等要求事項への適合性	b) 業務・原子炉施設に対する要求事項への適合性（8.2.3及び8.2.4参照）	b) 個別業務等要求事項への適合性	b. 個別業務等要求事項への適合性	b) 個別業務等要求事項への適合性
390	三 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）	2 第2項第3号に規定する「是正処置を行う端緒」とは、不適合には至らない機器等及びプロセスの特性及び傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。	c) 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得るものを含む。）となるものを含む。）	c. 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）	c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得るものを含む。）となるものを含む。）	c) 是正処置を行う端緒となるものを含む、プロセス（是正処置を行う端緒となるものを含む。）	c) 機器等及びプロセスの特性及び傾向（是正処置を行う端緒となるものを含む。）	c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得るものを含む。）となるものを含む。）	c) 機器等及びプロセスの特性並びに傾向（是正処置を行う端緒（不適合には至らない機器等及びプロセスの特性並びに傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得るものを含む。）となるものを含む。）
391	四 調達物品等の供給者の供給能力		d) 調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力	d) 供給者の能力（7.4参照）	d) 調達物品等の供給者の供給能力	d. 調達物品等の供給者の供給能力	d) 調達物品等の供給者の供給能力
392			8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善	8.5 改善
393	（継続的な改善）	第51条（継続的な改善）	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善	8.5.1 継続的な改善
394	第五十一条 原子力事業者等は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じなければならない。	1 第51条に規定する「品質マネジメントシステムの継続的な改善」とは、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。	原子力部門は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質方針、品質目標、監査結果、データの分析、是正処置、未然防止処置及びマネジメントレビューを通じて、品質マネジメントシステムの実効性を向上させるために必要な変更を行い、継続的に改善する。	保安に関する組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。	組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針及び品質目標の設定、マネジメントレビュー及び内部監査の結果の活用、データの分析並びに是正処置及び未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。
395	（是正処置等）	第52条（是正処置等）	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等	8.5.2 是正処置等
396	第五十二条 原子力事業者等は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じなければならない。		(1) 原子力部門は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 組織は、不適合その他の事象の再発防止のため、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、速やかに原因を除去する処置をとる。 (2) 是正処置は、検出された不適合その他の事象の原子力安全に及ぼす影響に応じたものとし、次に定めるところにより速やかに実施する。	(1) 保安に関する組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。	(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。
397	一 是正処置を講ずる必要性について、次に掲げる手順により評価を行うこと。		a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a) 是正処置の必要性を、次に定めるところにより評価する。	a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。	a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行うこと。
398	イ 不適合その他の事象	1 第1項第1号イに規	(a) 不適合その他の事	(a) 不適合その他	(a) 不適合その他の事	i. 不適合その他の事象	(a) 不適合その他の事	(a) 不適合その他の事	(a) 不適合その他の事

No	品管規則	品管規則解釈	関西(高浜) 第3条	電発 第4条(案)	東北 第3条(案)	東京 第3条(案)	北陸 第3条(案)	中国 第3条(案)	原電 第3条(案)
	の分析及び当該不適合の原因の明確化	定する「不適合その他の事象の分析」には、次の事項を含む。 ・情報の収集及び整理 ・技術的、人的及び組織的側面等の考慮 2 第1項第1号に規定する「原因の明確化」には、必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。	象の分析(情報の収集および整理ならびに、技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。)および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	の事象の分析及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	象の分析(情報の収集および整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。)および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	のレビュー及び分析。これには以下の事項を含める。 ①情報の収集、整理 ②技術的、人的及び組織的側面等の考慮 ii. 当該不適合の原因の特定。これには、必要に応じて以下の事項を含める。 ①日常業務のマネジメント ②安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係の整理	事象の分析(情報の収集及び整理、並びに、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	象の分析(情報の収集および整理ならびに技術的、人的および組織的側面等の考慮を含む。)および当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)	事象の分析(情報の収集及び整理、並びに、技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)
399	類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化		(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	iii. 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化。	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化	(b) 類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化
400	必要な是正処置を明確にし、実施すること。		b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。	b. 必要な是正処置を明確にし、実施すること。	b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。	b) 必要な処置を決定し実施する。	b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。	b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。	b) 必要な是正処置を明確にし、実施する。
401	講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。		c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。	c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行うこと。	c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。	c) とつたすべての是正処置の実効性をレビューする。	c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。	c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。	c) 講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。
402	必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置を変更すること。	(第19条再掲) 6 第13号に規定する「保安活動の改善のために講じた措置」には、品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む(第52条第1項第4号において同じ。)	d) 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある原子力部門の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。	d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更すること。	d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。	d) 必要な場合には、計画策定段階で決定した業務・原子炉施設に係る改善のためにとつた措置(5.6.2 m)と同じ。)を変更する。	d) 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。	d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。	d) 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組むことを含む。)を変更する。
403	必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更すること。		e) 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更する。	e. 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更すること。	e. 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更する。	e) 必要な場合には、品質マネジメントシステムを変更する。	e) 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更する。	e. 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更する。	e) 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更する。
404	原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合に関して、根本的な原因を究明するために分析の手順を確立し、実施すること。	3 第1項第6号に規定する「原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合」には、単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、表3-1の8.5.2項および8.5.3項に係る社内標準に確立し、実施する。	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を「改善措置活動(CAP)実施要領」に確立し、実施すること。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実施する。	f) 原子力安全に対する影響が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)については、根本的な原因の分析に関する事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定し、実施する。	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、表3-1の8.5.2に係る社内規定に確立し、実施する。	f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を「根本原因分析実施要項」に定め、実施する。	f) 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合(単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。)に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を「根本原因分析実施要項」に定め、実施する。
405	講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管		g) 講じた全ての是正処置およびその結果の記録を作成し、こ	g. 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これ	g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、こ	g) とつたすべての処置の結果を記録し、これを維持する	g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、こ	g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、こ	g) 講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、こ

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	理すること。		これを管理する。	を管理すること（4. 2. 4参照）。	これを管理する。	（4.2.4参照）。	を管理する。	これを管理する。	を管理する。
406	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8.5.2項および8.5.3項に係る社内標準に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「改善措置活動(CAP)実施要領」に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS改善措置活動要領」に定める。	(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。	(2) 保安に関する組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8.5.2に係る社内規定に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.2項および8.5.3項に係る文書に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項のうちf)を除き、「是正処置プログラム管理要項」に定め、実施する。
407	3 原子力事業者等は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じなければならない。	4 第3項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、第1項の規定のうち必要なものについて実施することをいう。	(3) 原子力部門は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することをいう）。	(3) 組織は、「改善措置活動(CAP)実施要領」、「データ分析要領」及び「自己アセスメント要領」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することをいう）。	(4) 組織は、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な是正処置をとる。	(3) 保安に関する組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。	(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することをいう）。	(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することをいう）。
408	(未然防止処置)	第53条(未然防止処置)	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置	8.5.3 未然防止処置
409	第五十三条 原子力事業者等は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見を収集し、自らの組織で起こり得る不適合の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じなければならない。	1 第1項に規定する「自らの組織で起こり得る不適合」には、原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。	(1) 原子力部門は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	(1) 組織は、起こり得る不適合（他の原子炉施設及びその他の施設における不適合その他の事象が、自らの施設で起こる可能性について分析し特定した問題を含む。）が発生することを防止するために、他の原子炉施設及びその他の施設から得られた運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）の活用を含め、「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に基づき、適切な未然防止処置を講じる。この活用には、保安活動の実施によって得られた知見を他の原子炉設置者等と共有することを含む。	(1) 保安に関する組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。	(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。
410	一 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。		a) 起こり得る不適合およびその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合およびその原因について調査すること。	a) 起こり得る不適合及びその原因を調査する。	a) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。	a. 起こり得る不適合およびその原因について調査すること。	a) 起こり得る不適合及びその原因について調査すること。
411	二 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。		b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b) 未然防止処置の必要性を評価する。	b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。	b) 未然防止処置を講ずる必要性について評価すること。
412	三 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。		c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c) 必要な未然防止処置を決定及び実施する。	c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。	c) 必要な未然防止処置を明確にし、実施すること。
413	四 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。		d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d) 講じた全ての未然防止処置の実効性をレビューする。	d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。	d) 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価を行うこと。
414	五 講じた全ての未然防止処置及びその結果		e) 講じた全ての未然防止処置およびその結果	e. 講じた全ての未然防止処置及びその結果	e. 講じた全ての未然防止処置およびその結果	e) 講じた全ての未然防止処置の結果を記録し、	e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果	e. 講じた全ての未然防止処置およびその結果	e) 講じた全ての未然防止処置及びその結果

No	品管規則	品管規則解釈	関西（高浜）第3条	電発第4条（案）	東北第3条（案）	東京第3条（案）	北陸第3条（案）	中国第3条（案）	原電第3条（案）
	の記録を作成し、これを管理すること。		結果の記録を作成し、これを管理する。	果の記録を作成し、これを管理すること（4.2.4参照）。	の結果の記録を作成し、これを管理する。	これを維持する（4.2.4参照）。	果の記録を作成し、これを管理する。	の結果の記録を作成し、これを管理する。	果の記録を作成し、これを管理する。
415	2 原子力事業者等は、前項各号に掲げる事項について、手順書等に定めなければならない。		(2) 原子力部門は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8.5.3項に係る社内標準に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「改善措置活動(CAP)実施要領」に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。	(3) (1)及び(2)に示す事項を「不適合管理及び是正処置・未然防止処置基本マニュアル」に規定する。	(2) 保安に関する組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1の8.5.3に係る社内規定に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.3項に係る文書に定める。	(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「是正処置プログラム管理要項」に定め、実施する。
416	第七章 使用者に関する特例 (令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制) 第五十四条 使用者（令第四十一条各号に掲げる核燃料物質を使用しない者に限る。以下同じ。）は、使用施設等の保安のための業務に係る品質管理に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。 一 個別業務に関し、継続的な改善を計画的に実施し、これを評価すること。 二 前号の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。 2 使用者は、前項に規定する措置に関し、原子力の安全を確保することの重要性を認識し、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにしなければならない。	第七章 使用者に関する特例 第54条（令第41条各号に掲げる核燃料物質を使用しない使用施設等に係る品質管理に必要な体制）  1 第2項に規定する「原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれない」については、本規程第10条1を準用する。							